

イ 手続行為能力（新設）

養親となるべき者及び養子となるべき者は、民法第794条又は第798条の規定による養子をするについての許可の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。ただし、15歳未満の養子となるべき者については、この限りでないものとする。

（注） 養子となるべき者が15歳以上である場合には、利害関係人として民法第794条又は第798条の規定による養子をするについての許可の審判事件の手続に裁判所の許可を得て参加することができるが、さらに、利害関係人として当然に参加することができるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

【意見】 反対しない。

（注）については利害関係人として当然に参加できるとすべきである。

【理由】 子の年齢による区分は不合理であるが、民法 797 条があるためやむをえない。

養子となるべき者は、直接の利害関係を持っており、当然に利害関係人として参加することができるものとするべきである。

ウ 陳述聴取（新設）

① 家庭裁判所は、養子をするについての許可の審判をするには、養子となるべき者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その者が15歳未満である場合又はその者の心身の障害によりその陳述を聴くことができない場合は、この限りでないものとする。

② 家庭裁判所は、養子となるべき者が未成年者である場合において、養子をするについての許可の審判をするときは、養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人の陳述を聴かなければならないものとする。

（注） 養子となるべき者が15歳未満である場合には、陳述聴取、家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により子の意思を把握するように努めなければならないことを前提としている（第1の15参照）。

【意見】 ①は条件付き賛成。②は賛成。

子の意見聴取については、子の年齢によって区分すべきでない。

【理由】 子の意見表明の重要性を考慮すると、陳述聴取の要否を年齢によって区分することは相当でない。特に、通常の子の能力を考えても15歳未満の子の陳述聴取が任意であることは不相当である。原則として、子の陳述聴取が必要なものとし、子の年齢及び成熟度に従って（児童の権利に関する条約 12 条）例外を設けるべきである。

エ 審判の告知

【甲案】

養子をするについての許可の審判は、第2の2(7)ア（エ）により養親となるべき者に対し、告知しなければならないものとし、養子となるべき者に対

しては告知することを要しないものとする。

【乙案】

養子をするについての許可の審判は、第2の2(7)ア(エ)により養親となるべき者に告知するほか、養子となるべき者に対し、告知しなければならないものとする。ただし、養子となるべき者が15歳未満である場合には、養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人に対し、告知をするものとする。

【意見】 乙案に条件付き賛成。

養子となるべき者が15歳未満であっても告知[通知]をするべきである。

【理由】 養子となるべき者に直接関係することであるので、告知[通知]の要否を年齢によって区分するべきでない。

オ 即時抗告（家事審判規則第63条の2及び第27条第2項関係）

申立人は、養子をするについての許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 15歳以上の養子となるべき者及び養子となるべき者が15歳未満である場合において養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人が、養子をするについての許可の申立てを却下する審判に対し即時抗告をすることができるものとする。なお検討するものとする。

【意見】 条件付き賛成。

養子となるべき者、親権者および未成年後見人にも即時抗告権を認めるべきである。

(3) 死後離縁をするについての許可の審判事件

ア 管轄（家事審判規則第64条関係）

民法第811条第6項の規定による死後離縁をするについての許可の審判事件は、申立人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

【意見】 賛成。

【理由】 現行の規定を維持することに特に不都合はない。

イ 手続行為能力（新設）

養親及び養子は、民法第811条第6項の規定による死後離縁をするについての許可の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。ただし、15歳未満の養子については、この限りでないものとする。

【意見】 反対しない。

【理由】 年齢によって区別するべきではないが、民法797条が15歳未満の者が養子縁組をすることを認めないのでやむをえない。

ウ 養子の代襲者への通知等

【甲案】

家庭裁判所は、死後離縁をするについての許可の申立てがあった場合においては、その申立てが不適法であるとき又はその申立てに理由がないことが明らかなきを除き、養子の代襲者で養親の相続人となるべきものに対し、その旨を通知するものとするものとする。

【乙案】

① 甲案と同じ。

② 家庭裁判所は、死後離縁をするについての許可の審判をするには、養子の代襲者で養親の相続人となるべきものの陳述を聴かなければならないものとする。

③ 死後離縁をするについての許可の審判は、第2の2(7)ア(エ)により申立人に告知をするほか、養子の代襲者で養親の相続人となるべきものに対し、告知しなければならないものとする。

(注) 甲案及び乙案のいずれも、事件記録上その氏名及び住所又は居所が判明している場合に限り、通知(、陳述聴取及び審判の告知)をするものとするを前提としている。

【意見】 乙案に賛成。

【理由】 養子の代襲者の相続権に係わる問題であり、通知および意見聴取をするべきである。

エ 即時抗告(家事審判規則第64条の2及び第27条第2項関係)

① 利害関係人は、死後離縁を許可する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人は、死後離縁をするについての許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】 賛成。

(4) 離縁等による復氏の際の系譜等の所有権の承継者の指定の審判事件

ア 管轄(家事審判規則第69条及び第57条関係)

民法第808条第2項及び第817条が準用する同法第769条第2項の規定による縁組の取消し又は離縁による復氏の際の系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定の審判事件は、その所有権者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

【意見】 賛成。

イ 引渡命令(家事審判規則第69条及び第58条関係)

家庭裁判所は、民法第808条第2項及び第817条が準用する同法第769条第2項の規定による縁組の取消し又は離縁による復氏の際の系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者を指定する審判においては、系譜、祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができるものとする。

【意見】 賛成。

ウ 即時抗告（家事審判規則第69条及び第59条関係）

離縁の当事者その他の利害関係人は、民法第808条第2項及び第817条が準用する同法第769条第2項の規定による縁組の取消し又は離縁による復氏の際の系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

(5) 特別養子縁組に関する審判事件

ア 管轄（家事審判規則第64条の3及び第64条の11関係）

- ① 特別養子縁組の審判事件は、養親となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 特別養子縁組の離縁の審判事件は、養親の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- (注) 特別養子縁組を成立させる審判の申立てについては、家事審判規則第64条の4の規律と同様の規律を置くものと考えられる。

【意見】賛成。

【理由】現行の規定を維持することに特に不都合はない。

イ 手続行為能力（新設）

- ① 養親及び養子の父母は、特別養子縁組の成立の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。
- ② 養親、養子及び養子の実父母は、特別養子縁組の離縁の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

【意見】賛成。

ウ 陳述聴取

(ア) 特別養子縁組の成立（家事審判規則第64条の7関係）

- ① 家庭裁判所は、特別養子縁組の成立についての審判をするには、養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人の陳述を聴かなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、特別養子縁組を成立させる審判をするには、①に掲げる者のほか、養子となるべき者の父母が知れないときを除き、次に掲げる者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、養子となるべき者の父母については、その同意がないときは、審問の期日においてその陳述を聴かなければならないものとする。
- a 養子となるべき者の父母
- b 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者又は養子となるべき者の父母の後見人

(イ) 特別養子縁組の離縁（家事審判規則第64条の13関係）

- ① 家庭裁判所は、特別養子縁組の離縁についての審判をするには、次に掲げる者の陳述を聴かなければならないものとする。

- a 養子の実父母、養子の実父母に対し親権を行う者又は養子の実父母の後見人
 - b 養子に対し親権を行う者又は養子の後見人
 - ② 家庭裁判所は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判をするには、①に掲げる者のほか、養子、養親及びその後見人の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、養子については、その者が15歳未満であるときは、この限りでないものとする。
 - ③ 家庭裁判所は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判をする場合において、①及び②により養子、養親及び養子の実父母の陳述を聴くときは、審問の期日にその陳述を聴かなければならないものとする。
- (注) 養子が15歳未満である場合には、陳述聴取、家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により子の意思を把握するように努めなければならないことを前提としている（第1の15参照）。

【意見】(ア)については賛成。(イ)については条件付き賛成。

(イ)特別養子縁組の離縁について、養子の陳述聴取の要否について年齢によって区別すべきではない。

【理由】(ア)については、特別養子の趣旨から、養子となる者の意見聴取の規定を置くべしとは言わないが、将来、特別養子となる者の年齢の上限が引き上げられるとすれば、意見聴取の規定を置く必要がある。

(イ)については、陳述聴取の要否を年齢によって区分することは相当でない。特に、通常の子の能力を考えても15歳未満の子の陳述聴取が任意であることは不相当である。原則として、子の陳述聴取が必要なものとし、子の年齢及び成熟度に従って(児童の権利に関する条約12条)例外を設けるべきである。

エ 審判の告知（新設）

(前注) 特別養子縁組を成立させる審判における養子となるべき者及び特別養子縁組の当事者を離縁させる審判における養子は、審判を受ける者であるから、第2の2(7)ア(エ)によれば審判の告知を受けることになるが、(ア)③及び(イ)②は、その特則について検討するものである。

- (ア) 特別養子縁組を成立させる審判
- ① 特別養子縁組を成立させる審判は、第2の2(7)ア(エ)により告知を受ける者（養子となるべき者を除く。）に加え、次に掲げる者に対し、告知しなければならないものとする。
 - a 養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人
 - b 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者又は養子となるべき者の父母の後見人
 - ② 特別養子縁組を成立させる審判は、養子となるべき者の父母が知れないときは、第2の2(7)ア(エ)及び(ア)①にかかわらず、養子となる

べき者の父母及び養子となるべき者の父母に対し親権を行う者又は養子となるべき者の父母の後見人に対し、告知することを要しないものとする。

- ③ 特別養子縁組を成立させる審判は、養子となるべき者に対し、告知することを要しないものとする。

(注) 児童相談所等への通知については、家事審判規則第64条の10と同様の規律を置くものとするのが考えられる。

(イ) 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判

- ① 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判は、第2の2(7)ア(エ)により告知を受ける者(養子を除く。)に加え、次に掲げる者に対し、告知しなければならないものとする。

a 養親の後見人

b 養子に対し親権を行う者又は養子の後見人

c 養子の実父母に対し親権を行う者又は養子の実父母の後見人

- ② 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判は、〔養子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して養子の福祉を害すると認める場合を除き、〕養子に対し、告知〔通知〕しなければならないものとする。

(注1) 養子に対して特別養子縁組の当事者を離縁させる審判を知らせることを「告知」とするか、又は「通知」とするかについては、1(5)ア(注1)参照。

(注2) 養子に対して特別養子縁組の当事者を離縁させる審判を告知〔通知〕しなければならないことの例外については、養子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して養子の福祉を害すると認める場合を除くとの規律を置くことを念頭に、なお検討するものとする。

【意見】賛成。

【理由】(ア)成立の審判については、養子への告知を求めないが、将来、養子となる者の年齢上限が引き上げられるとすれば告知を考慮すべきである。
(イ)養子離縁審判については、養子に告知(通知)すべきであり、(注2)に記載の趣旨の例外規定を置くべきである。

オ 即時抗告

(ア) 特別養子縁組の成立についての審判(家事審判規則第64条の8及び第27条第2項関係)

- ① 養子となるべき者の父母、その父母に対し親権を行う者又はその父母の後見人及び養子となるべき者に対し親権を行う者又は養子となるべき者の未成年後見人(申立人を除く。)は、特別養子縁組を成立させる審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

- ② 申立人は、特別養子縁組を成立させる審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(イ) 特別養子縁組の離縁についての審判(家事審判規則第64条の14及び第27条第2項関係)

- ① 養親、養親の後見人、養子、養子に対し親権を行う者又は養子の後見

人、養子の実父母及び養子の実父母に対し親権を行う者又は養子の実父母の後見人（申立人を除く。）は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、養子のする即時抗告の期間は、養子以外の審判の告知を受ける者に対する告知があった日（複数ある場合には、そのうち最も遅い日）から進行するものとする。

② 「申立人」は、特別養子縁組の当事者を離縁させる審判の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

（注） 特別養子縁組の当事者を離縁させる審判の申立てを却下する審判に対する即時抗告権者をするることができる者を申立人に限定するののかについては、なお検討するものとし、亀甲括弧を付している。

【意見】 賛成。

離縁の審判申立てを却下する審判への即時抗告権者は、申立人に限定せず、他の申立権者も含むとすべきである。

【理由】 身分関係の早期安定のために、他の申立権者が即時抗告をして抗告審理の判断を求めることを認めるべきである。

カ 特別養子縁組の成立の審判事件を本案とする保全処分

（ア） 保全処分の内容（家事審判規則第64条の5第1項関係）

〔特別養子縁組を成立させる審判の申立てがあった場合において、〕養子となるべき者の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、特別養子縁組の成立についての審判の効力が生ずるまでの間、申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、又は養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止し、若しくはその職務代行者を選任することができるものとする。

（注1） 本文の亀甲括弧の趣旨については、1(9)ア（ア）の（注）と同じ。

（注2） （ア）により申立人を養子となるべき者の監護者に選任し、又は養子となるべき者の親権者若しくは未成年後見人の職務の執行を停止するには、第3の2(2)エにより当該養子となるべき者の親権者又は未成年後見人の陳述を聴かなければならないことを前提にしている。また、（ア）による保全処分についての審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

（イ） 職務代行者の改任等（家事審判規則第64条の5第2項、第32条第1項、第64条の6及び第75条関係）

① 家庭裁判所は、いつでも、（ア）により選任した職務代行者を改任することができるものとする。

② 家庭裁判所は、（ア）により選任し、又は（イ）①により改任した職務代行者に対し、養子となるべき者の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

【意見】 賛成。

なお、親権喪失を本案とする保全処分と同様、この場合の保全処分は緊急性が高い事案がありうるので、本案の申立てを要件とすべきではない。

キ 特別養子縁組の離縁の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容（家事審判規則第64条の12及び第64条の5第1項関係）

〔特別養子縁組の離縁の審判の申立てがあつた場合において、〕養子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、特別養子縁組の離縁についての審判の効力が生ずるまでの間、養子に対し親権を行う者若しくは養子の未成年後見人の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。

(注1) 本文の亀甲括弧の趣旨については、1(9)ア(ア)の(注)と同じ。

(注2) (ア)により養子に対し親権を行う者若しくは養子の未成年後見人の職務の執行を停止するには、第3の2(2)エにより当該養子となるべき者の親権者又は未成年後見人の陳述を聴かなければならないことを前提にしている。また、(ア)による保全処分についての審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

(イ) 職務代行者の改任等（家事審判規則第64条の12、第64条の5第2項、第32条第1項、第64条の6及び第75条関係）

① 家庭裁判所は、いつでも、(ア)により選任した職務代行者を改任することができるものとする。

② 家庭裁判所は、(ア)により選任し、又は(イ)①により改任した職務代行者に対し、養子の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

【意見】賛成。

なお、この保全処分についても緊急性が高い事案が想定されるので、本案の係属を要件とすべきではない。

8 親権に関する審判事件

(前注) 現在、法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会において、児童虐待防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法の親権に関する規定の見直しについて検討が進められているが、この中間試案第2部は、現行民法の規定を前提にして、検討したものである。

(1) 管轄（家事審判規則第63条の3、第65条、第70条、第72条、第60条、第52条第2項、第73条、第79条及び第81条関係）

親権に関する審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。ただし、父又は母を同じくする数人の子についての親権者の指定又は変更の審判事件の申立ては、その一人の子の住所地の家庭裁判所にすることができるものとする。

【意見】条件付き賛成。

親権または監護権の喪失の事件については、親権者または監護権者の住所地の管轄も認めるべきである。【理由】親権に関する審判事件の管轄は子の利益の観点から子の住所地の家庭裁判所とすべきであるが、親権または監護権の喪失の事件については、すでに子の親権者または監護

権者からの隔離がなされており、子の住所地を管轄とすることによって隔離に支障が生ずることが考えられる。親権者または監護権者の住所地の家庭裁判所を管轄とすることは、審判を受ける者の利益になることであるから、その立場からも問題はないはずである。

(2) 手続行為能力（新設）

ア 子の手続行為能力

子は、親権に関する審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

（注） 子は、利害関係人として親権に関する審判事件の手続に裁判所の許可を得て参加することができるが、さらに、利害関係人として当然に参加することができるものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

【意見】 賛成。

なお、子に対する手続保障および意見表明権の観点から、子が当然に利害関係人として参加することができるものとすべきである。

イ 夫及び妻の手続行為能力

父及び母は、次に掲げる審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

- a 民法第811条第4項の規定による養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定の審判事件
- b 民法第819条第5項の規定による親権者の指定及び同条第6項の規定による親権者の変更の審判事件
- c 民法第834条及び第835条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の審判事件
- d 民法第837条第1項の規定による親権又は管理権を辞するについての許可の審判事件
- e 民法第836条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの審判事件
- f 民法第837条第2項の規定による親権又は管理権を回復するについての許可の審判事件

【意見】 賛成。

ウ 養親の手続行為能力

養親は、民法第811条第4項の規定による養子の離縁後にその親権者となるべき者の選任の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

【意見】 賛成。

(3) 陳述聴取（家事審判規則第70条、第72条、第54条、第76条及び第79条関係）

- ① 家庭裁判所は、次に掲げる審判をする場合には、それぞれにおいて定める者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、子については、その者が15歳未満であるときは、この限りでないものとする。
- a 民法第819条第5項の規定による親権者の指定及び同条第6項の規定による親権者の変更の審判
 - b 民法第834条及び同法第835条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の審判
 - c 民法第836条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの審判
子、子に対し親権を行う者又は子の未成年後見人及び親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者
 - d 民法第837条第1項の規定による親権又は管理権を辞するについての許可の審判
 - e 民法第837条第2項の規定による親権又は管理権を回復するについての許可の審判
- 子及び子に対し親権を行う者又は子の未成年後見人
- ② 家庭裁判所は、親権又は管理権の喪失を宣告する場合において、①により親権者の陳述を聴くときには、審問の期日においてその陳述を聴かなければならないものとする。
- (注1) 子が15歳未満である場合には、陳述聴取、家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により子の意思を把握するように努めなければならないことを前提としている（第1の15参照）。
- (注2) 親権又は管理権の喪失の宣告の審判事件については、陳述聴取のほか、調停をすることができる事項についての審判事件に適用される規律（第2の2(6)）を準用するものとする。このことについては、なお検討するものとする。

【意見】①は条件付き賛成。

子の陳述聴取の要否を年齢により区別すべきでない。

②は賛成。

【理由】陳述聴取の要否を年齢によって区分することは相当でない。特に、通常の子の能力を考えても15歳未満の子の陳述聴取が任意であることは不相当である。原則として、子の陳述聴取が必要なものとし、子の年齢及び成熟度に従って(児童の権利に関する条約12条)例外を設けるべきである。

(4) 審判の告知（新設）

次に掲げる審判は、第2の2(7)ア(エ)により告知を受ける者に加え、それぞれにおいて定める者に対し、告知〔通知〕しなければならないものとする。
〔ただし、子については、子の年齢及び発達程度その他一切の事情を考慮して子の福祉を害すると認める場合は、この限りでないものとする。〕

a 民法第834条及び同法第835条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の審判

子

b 民法第836条の規定による親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの審判

子及び子に対し親権を行う者又は子の未成年後見人

(注1) 親権者となるべき者の指定, 親権者の指定又は変更, 親権又は管理権を辞するについての許可及び親権又は管理権を回復するについての許可の審判を子に対して裁判所が告知することについては, なお検討するものとする。

(注2) 子に対して親権又は管理権の喪失の宣告の審判等を知らせることを「告知」とするか, 又は「通知」とするかについては, 1(5)ア(注1)参照。

(注3) 子に対して親権又は管理権の喪失の宣告の審判等を告知〔通知〕しなければならないことの例外については, 7(5)エ(イ)(注2)参照。

【意見】賛成。

(注1)の審判も子に告知〔通知〕するべきである。

(5) 引渡命令等(家事審判規則第70条, 第72条及び第53条関係)

家庭裁判所は, 親権者を指定し, 又は変更する審判において, 当事者に対し, 子の引渡し又は財産上の給付その他の給付を命ずることができるものとする。

【意見】賛成。

(6) 即時抗告

ア 養子の離縁後に親権者となるべき者の指定についての審判(家事審判規則第63条の3, 第55条及び第27条第2項関係)

① 父, 母及び養子の監護者は, 養子の離縁後にその親権者となるべき者を指定する審判に対し, 即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人, 父及び母は, 養子の離縁後にその親権者となるべき者の指定の申立てを却下する審判に対し, 即時抗告をすることができるものとする。

(注) 子が, 親権者となるべき者の指定についての審判に対し, 即時抗告をすることができるものとする。ことについては, なお検討するものとする。

【意見】賛成。

(注)については, 子にも即時抗告権を認めるべきである。

イ 親権者の指定又は変更についての審判(家事審判規則第70条, 第72条及び第55条関係)

父, 母及び子の監護者は, 子の親権者の指定及び変更についての審判に対し, 即時抗告をすることができるものとする。

(注) 子が, 親権者の指定又は変更についての審判に対し, 即時抗告をすることができるものとする。ことについては, なお検討するものとする。

【意見】賛成。

子にも即時抗告権を認めるべきである。

ウ 親権又は管理権の喪失の宣告についての審判（家事審判規則第77条関係）

- ① 親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者及びその親族（申立人を除く。）は、その審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、子及び即時抗告をすることができる者であって審判の告知を受ける者でない者がする即時抗告の期間は、親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者が審判の告知を受けた日から進行するものとする。
- ② 申立人及び子の親族は、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- （注） 子が、親権又は管理権の喪失の宣告の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとするについては、なお検討するものとする。

【意見】賛成。

子にも即時抗告権を認めるべきである。

エ 親権又は管理権の喪失宣告の取消しについての審判（家事審判規則第80条及び第77条第1項関係）

- ① 子に対し親権を行う者又は子の未成年後見人及び子の親族（申立人を除く。）は、親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、即時抗告をすることができる者であって審判の告知を受ける者でない者がする即時抗告の期間は、親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者が審判の告知を受けた日から進行するものとする。
- ② 親権又は管理権の喪失の宣告を受けた者及びその親族は、親権又は管理権の喪失の宣告の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。この場合において、子及び即時抗告をすることができる者であって審判の告知を受ける者でない者がする即時抗告の期間は、申立人が審判の告知を受けた日から進行するものとする。
- （注） 子が、親権又は管理権の喪失の宣告を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとするについては、なお検討するものとする。

【意見】賛成。

子にも即時抗告権を認めるべきである。

- オ 親権又は管理権を回復するについての許可の申立てを却下する審判（新設）
申立人は、親権又は管理権を回復するについての許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

- (7) 子を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示等（家事審判規則第66条関係）

- ① 家庭裁判所は、民法第822条第1項及び第2項の規定による子を懲戒場に入れる許可又は懲戒場に入れる期間の短縮の審判をする場合には、親権者に対し、相当と認める事項を指示することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、子の利益のため必要があると認めるときは、いつでも、①の許可又は期間の短縮の審判を取り消し、又は変更することができるものとする。

【意見】 反対しない。

(8) 審判前の保全処分

ア 親権又は管理権の喪失宣告の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容（家事審判規則第74条第1項関係）

〔親権又は管理権の喪失の宣告の申立てがあつた場合において、〕子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、親権又は管理権の喪失の宣告についての審判の効力が生ずるまでの間、親権者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。

(注1) 本文の亀甲括弧の趣旨については、1(9)ア(ア)の(注)と同じ。

(注2) (ア)により親権者の職務執行を停止するには、第3の2(2)エにより当該親権者の陳述を聴かなければならないことを前提にしている。
また、(ア)による保全処分についての審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

(イ) 職務代行者の改任等（家事審判規則第74条第2項、第32条第1項及び第75条関係）

- ① 家庭裁判所は、いつでも、(ア)により選任した職務代行者を改任することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、(ア)により選任し、又は(イ)①により改任した職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

【意見】 条件付き賛成。

本案の申立てを要件とすべきではない。

【意見】 特に、親権喪失については、虐待親から子を引き離す必要がある場合など、緊急を要する事案も考えられる。このような事案においては、本案の申立てを要件とすると事態に即応できない場合が考えられる。したがって、本案の申立てを要件とすべきではない。

イ 親権者の指定又は変更の審判事件を本案とする保全処分

(ア) 保全処分の内容（家事審判規則第70条、第72条、第52条の2及び第74条第1項関係）

- ① 〔親権者の指定又は変更の審判の申立てがあつた場合において、〕強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

② 「親権者の指定又は変更の審判の申立てがあつた場合において、」子の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、親権者の指定又は変更についての審判の効力が生ずるまでの間、親権者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。

(注1) ①及び②の亀甲括弧の趣旨については、1(9)ア(ア)の(注)と同じ。

(注2) 第3の2(2)エにより、(ア)①により仮の地位を定める仮処分をするには保全処分の相手方の陳述を、②により親権者の職務執行を停止するには当該親権者の陳述を、それぞれ聴かなければならないことを前提にしている。また、(ア)による保全処分についての審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

(イ) 陳述聴取(新設)

家庭裁判所は、(ア)により仮の地位を定める仮処分をするには、子の陳述を聴かなければならないものとする。ただし、その陳述を聴くことにより保全処分の申立ての目的を達することができない事情があるとき、又は子が15歳未満であるときは、この限りでないものとする。

(注) 子が15歳未満である場合には、陳述聴取、家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により子の意思を把握するように努めなければならないことを前提としている(第1の15参照)。

(ウ) 職務代行者の改任等(家事審判規則第70条、第72条、第74条第2項、第32条第1項及び第75条関係)

① 家庭裁判所は、いつでも、(ア)②により選任した職務代行者を改任することができるものとする。

② 家庭裁判所は、(ア)②により選任し、又は(イ)①により改任した職務代行者に対し、子の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

【意見】条件付き賛成。

本案の申立てを保全処分申立ての要件とすべきではない。

陳述聴取を要する子を年齢によって区別すべきでない。

【理由】この保全処分も緊急性が高い事案が想定されるので、本案の係属を要件とすべきでない。

また、陳述聴取の可否を年齢によって区分することは相当でない。特に、通常の子の能力を考えても15歳未満の子の陳述聴取が任意であることは不相当である。原則として、子の陳述聴取が必要なものとし、子の年齢及び成熟度に従って(児童の権利に関する条約12条)例外を設けるべきである。

9 未成年後見に関する審判事件

(前注) 現在、法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会において、児童虐待防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法の未成年後見に関する規定について見直しが行われているが、この中間試案第2部は、現行民法を前提にして、検討したものである。

(1) 管轄（家事審判規則第63条の4，第82条，第86条，第73条及び第91条関係）

未成年後見に関する審判事件は，未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

【意見】賛成。

【理由】現行家事審判規則86条，73条，92条2項では未成年後見人等の解任の審判事件等については解任を求められる未成年後見人等の住所地の家庭裁判所と規定されているが，未成年被後見人の福祉の観点からは，未成年被後見人の住所地を管轄とすべき。

(2) 手続行為能力（新設）

ア 未成年被後見人の手続行為能力

未成年被後見人は，次に掲げる審判事件においては，意思能力を有する限り，手続行為能力を有するものとする。

a 民法第840条の規定による未成年後見人の選任及び同法第849条の規定による未成年後見監督人の選任の審判事件

b 民法第846条（同法第852条において準用する場合を含む。）の規定による未成年後見人又は未成年後見監督人の解任の審判事件

c 民法第863条の規定による未成年後見の事務の報告，財産の目録の提出，未成年後見の事務又は財産状況の調査，財産の管理その他の未成年後見の事務に関する処分の審判事件

（注1）本文aからcまでの事件以外の未成年後見に関する審判事件において，未成年被後見人が，意思能力を有する限り，手続行為能力を有するものとするについては，必要性を含めて，なお検討するものとする。

（注2）未成年被後見人は，利害関係人として未成年後見に関する審判事件の手続に裁判所の許可を得て参加することができるが，さらに，利害関係人として当然に参加することができるものとするかどうかについては，なお検討するものとする。

【意見】賛成。

イ 養親の手続行為能力

養親は，民法第811条第5項の規定による養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の審判事件においては，意思能力を有する限り，手続行為能力を有するものとする。

【意見】賛成。

(3) 陳述聴取等（家事審判規則第63条の4，第83条第1項，第86条，第92条第2項及び第76条関係）

① 家庭裁判所は，次に掲げる審判をする場合には，それぞれにおいて定める者の陳述を聴かなければならないものとする。ただし，未成年被後見人については，その者が15歳未満であるときは，この限りでないものとする。

- a 民法第840条の規定による未成年後見人の選任及び同法第849条の規定による未成年後見監督人の選任の審判未成年被後見人
- b 民法第846条の規定による未成年後見人の解任の審判未成年後見人
- c 民法第852条が準用する同法第846条の規定による未成年後見監督人の解任の審判未成年後見監督人

(注) 未成年被後見人が15歳未満である場合には、陳述聴取、家庭裁判所調査官の調査その他の適切な方法により子の意思を把握するように努めなければならないことを前提としている（第1の15参照）。

② 家庭裁判所は、次に掲げる審判をするには、それぞれにおいて定める者の意見を聴かなければならないものとする。

- a 民法第811条第5項の規定による養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任及び同法第840条の規定による未成年後見人の選任の審判未成年後見人となるべき者
- b 民法第849条の規定による未成年後見監督人の選任の審判未成年後見監督人となるべき者

(注) 未成年後見人及び未成年後見監督人の選任及び解任の審判を未成年被後見人に対して裁判所が告知することについては、なお検討するものとする。

【意見】①は条件付き賛成陳述聴取の要否を未成年被後見人の年齢によって区別すべきでない。

②は賛成。

【理由】陳述聴取の要否を年齢によって区分することは相当でない。特に、通常の子の能力を考えても15歳未満の子の陳述聴取が任意であることは不相当である。原則として、子の陳述聴取が必要なものとし、子の年齢及び成熟度に従って(児童の権利に関する条約12条)例外を設けるべきである。

(4) 即時抗告

ア 養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の申立てを却下する審判（新設）

申立人は、養子の離縁後にその未成年後見人となるべき者の選任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

イ 未成年後見人の解任についての審判（家事審判規則第87条関係）

① 未成年後見人は、未成年後見人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人、未成年後見監督人並びに未成年被後見人及びその親族は、未成年後見人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

ウ 未成年後見監督人の解任についての審判（家事審判規則第92条第2項及び第87条関係）

- ① 未成年後見監督人は、未成年後見監督人を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人並びに未成年被後見人及びその親族は、未成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

(5) 未成年後見に関する審判事件における申立ての取下げ制限

【甲案】

未成年後見人の選任の申立てをした者は〔父又は母、辞任した未成年後見人、未成年後見監督人、児童相談所長及び生活保護法第81条が規定する保護の実施機関は〕、裁判所の許可を得ない限り、未成年後見人選任の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

(注) 取下げの制限を受ける者を民法その他の法令により申立てを義務付けられている者（亀甲括弧中に記載の者）に限定するか否かについては、なお検討するものとする。

【乙案】

未成年後見人選任の審判事件の申立ての取下げについて、特則を置かず、第2の2(9)によるものとする。

【意見】甲案に賛成。

【理由】未成年後見に関する審判事件は、申立人の利益を実現するものではなく、未成年者の利益のために申し立てられるものであり、申立人の意思による取下げを認めるのは妥当でない。

民法 840 条は未成年後見人となるべき者がいない場合に職権による未成年後見人の選任を認めていないが、後見開始決定がされ、あるいは成年後見人が欠けたときは職権による成年後見人が選任されることとの対比でも、本来、職権による選任が認められるべきであり、その意味でも、取下げは制限されるべきである。

(6) 未成年後見人等に対する指示及び未成年後見の調査

ア 未成年後見人及び未成年後見監督人に対する指示（家事審判規則第84条、第91条及び第92条第1項関係）

家庭裁判所は、いつでも、未成年後見人又は未成年後見監督人に対し、未成年被後見人の財産の管理その他の未成年後見の事務に関し相当と認める事項を指示することができるものとする。

【意見】賛成。

イ 未成年後見の調査（家事審判規則第88条及び第91条関係）

- ① 家庭裁判所は、適当な者に、未成年後見の事務の調査若しくは未成年被後見人の財産の状況の調査をさせ、又は臨時に財産の管理をさせることができ

るものとする。

② 家庭裁判所は、①の調査をした者に対し、未成年被後見人の財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

③ 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に①の調査をさせることができるものとする。

(注) 未成年後見人解任事由の報告等については、それぞれ家事審判規則第86条の2、第89条、第91条及び第92条第1項と同様の規律を置くものとするが考えられる。

【意見】賛成。

(7) 未成年被後見人を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示等（家事審判規則第66条、第90条及び第91条関係）

子を懲戒場に入れる許可等に関する事項の指示等と同様とするものとする（8(7)参照）。

【意見】賛成。

(8) 未成年後見人又は未成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分（家事審判規則第86条、第92条、第74条及び第75条関係）

成年後見人又は成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分と同様とするものとする（1(9)イ参照）。

【意見】反対しない。

10 特別代理人選任に関する審判事件

(1) 管轄（家事審判規則第60条、第67条及び第82条関係）

① 民法第775条の規定による嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任の審判事件及び同法第826条の規定による親権に関する特別代理人の選任の審判事件は、子の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

② 民法第860条が準用する同法第826条の規定による未成年後見に関する特別代理人の選任の審判事件は、未成年被後見人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

③ 民法第860条が準用する同法第826条の規定による成年後見に関する特別代理人の選任の審判事件は、〔成年被後見人の住所地の家庭裁判所〕〔後見開始の審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が後見開始の審判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）〕の管轄とするものとする。

(注) ③の管轄裁判所については、亀甲括弧を付した家庭裁判所のいずれが相当か、なお検討するものとする。

【意見】①及び②につき、賛成。

【理由】現行の規定を維持することに特に不都合はない。

【意見】③につき、後見開始の審判をした家庭裁判所とする案に賛成。

【理由】成年後見の手続を一体として管理すべく、成年被後見人の住所地に関わらず、成年後見開始の審判をした家庭裁判所を管轄とする規定に変更

すべきである。

(2) 手続行為能力（新設）

- ① 夫は、民法第775条の規定による嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。
- ② 子は、民法第826条の規定による特別代理人の選任の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。
- ③ 被後見人は、民法第860条が準用する同法第826条による特別代理人の選任の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

【意見】賛成。

(3) 即時抗告（新設）

申立人は、嫡出否認の訴えについての特別代理人の選任の審判事件の申立てを却下した審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

11 扶養に関する処分の審判事件

（前注） 扶養義務の設定の審判事件及び扶養義務を設定する審判の取消しの審判事件は、調停をすることができない事項についての審判事件とすることを前提としている（第5の1b参照）。

(1) 管轄（家事審判規則第94条関係、特別家事審判規則第21条参照）

- ① 民法第877条第2項の規定による扶養義務の設定の審判事件は、扶養義務者となるべき者の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。ただし、数人についての申立てについては、その一人の住所地の家庭裁判所に申し立てることができるものとする。
- ② ①の審判事件の申立ては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第20条第2項ただし書の規定による保護者選任の申立てと併合してする場合には、精神障害者の住所地を管轄する家庭裁判所にすることができるものとする。
- ③ 民法第877条第3項の規定による扶養義務を設定する審判の取消しの審判事件は、その扶養義務を設定する審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が扶養義務を設定する審判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）の管轄とするものとする。
- ④ 民法第878条の規定による扶養の順位の決定及び同法第880条の規定によるその決定の変更又は取消しの審判事件並びに同法第879条の規定による扶養の程度又は方法についての決定及び同法第880条の規定によるその決定の変更又は取消しの審判事件は、相手方の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。ただし、数人を相手方とする場合には、その一人の住所地の家庭裁判所に申し立てることができるものとする。

【意見】①乃至④について、賛成。

【理由】①、④について、現行の規定を維持することに特に不都合はない。③については、手続経済、当事者の公平の観点から取消の対象となる扶養義務を設定する審判をした家庭裁判所を管轄とすべきである。

(2) 陳述聴取（新設）

- ① 家庭裁判所は、民法第877条第2項の規定による扶養義務の設定の審判事件においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかとなるときを除き、扶養義務者となるべき者の陳述を聴かなければならないものとする。
- ② 家庭裁判所は、民法第877条第3項の規定による扶養義務を設定する審判の取消しの審判事件においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかとなるときを除き、扶養権利者の陳述を聴かなければならないものとする。

【意見】賛成。

新たに扶養義務を設定する場合は、義務者となるべき者に、またこれを取り消す場合には、扶養権利者の陳述を聞くことは、手続的保証を図るためには望ましいからである。

(3) 給付命令等（家事審判規則第96条、第98条及び第99条関係）

- ① 家庭裁判所は、扶養の程度若しくは方法を定め、又はこれを変更する場合には、必要な事項を指示することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、扶養に関する処分等の審判においては、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとする。

【意見】賛成。

(4) 即時抗告

ア 扶養義務の設定についての審判（家事審判規則第97条関係）

- ① 扶養義務者となるべき者（申立人である場合を除く。）は、扶養義務を設定する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、扶養義務の設定の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

イ 扶養義務を設定する審判の取消しについての審判（家事審判規則第97条関係）

- ① 扶養権利者（申立人である場合を除く。）は、扶養義務を設定する審判を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、扶養義務を設定する審判の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

ウ 扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消しについての審判等（家事審判規則第97条関係）

- ① 当事者は、扶養の順位を決定する審判又はこれを変更し、若しくは取り消す審判及び扶養の程度若しくは方法を決定する審判又はこれを変更し、若しくは取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、扶養の順位の決定又はその決定の変更若しくは取消しの申立てを却下する審判及び扶養の程度若しくは方法についての決定又はその決定の変更若しくは取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

(5) 審判前の保全処分（家事審判規則第95条及び第52条の2関係）

〔扶養に関する処分の審判の申立てがあつた場合において、〕強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

（注1） 本文の亀甲括弧の趣旨については、1(9)ア（ア）の（注）と同じ。

（注2） (5)により仮の地位を定める仮処分をするためには、保全処分の相手方から陳述を聴取しなければならないことについて、第3の2(2)エを参照。また、保全処分の審判又は保全処分の申立てを却下する審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

【意見】賛成。

なお、本案の申立は要件とすべきでない。

12 相続に関する審判事件

(1) 管轄（家事審判規則第99条第1項関係）

- ① 相続に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② ①にかかわらず、次に掲げる審判事件は、それぞれに定める家庭裁判所の管轄とするものとする。
 - a 民法第930条第2項又は第932条ただし書の規定による鑑定人の選任の審判事件限定承認の申述を受理した家庭裁判所（抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）
 - b 民法第947条第3項及び第950条第2項が準用する同法第930条第2項及び第932条ただし書の規定による鑑定人の選任の審判事件相続財産の分離を命じた家庭裁判所（抗告裁判所が相続財産の分離を命ずる審判をした場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所）
 - c 民法第957条第2項が準用する同法第930条第2項の規定による鑑定人の選任の審判事件民法第952条の規定により相続財産の管理人を選任した家庭裁判所
 - d 民法第1043条第1項の規定による遺留分の放棄についての許可の審判事

件被相続人の住所地の家庭裁判所

【意見】賛成。

【理由】①につき相続に関する審判のうち被相続人が生存中の類型を別個に定めることで、原則的に相続開始地としており明確。②について、鑑定人選任の審判事件は各手続の一環であることから、当該手続に関与した家庭裁判所の管轄とすることが手続経済の観点からも相当。

(2) 申述（家事審判規則第114条第1項関係）

相続の限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述は、その旨を記載した申述書を家庭裁判所に提出しなければならないものとする。

（注）申述書の記載事項については、家事審判規則第114条第2項及び第3項と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

【意見】賛成。

(3) 相続財産の分離の陳述聴取

【甲案】

家庭裁判所は、民法第941条第1項及び第950条第1項の規定による相続財産の分離に関する処分の審判をするには、相続人の陳述を聴かなければならないものとする。

【乙案】

特段の規律を置かず、相続人の陳述聴取をしなければならないものとはしないものとする。

【意見】甲案に賛成。

実際には、あまり運用されていない制度であると思うが、これは、被相続人の債権者、または相続人の債権者の権利を守る制度であり、相続人は本来自由に出来る相続財産を自由に出来ない立場になるので、陳述を聞いてもらう意味はあると考えるからである。

(4) 相続の限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述受理及び受理の告知（家事審判規則第115条第1項関係）

① 家庭裁判所は、相続の限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述を受理するときは、申述書にその旨を記載しなければならないものとする。

② ①の申述は、受理により効力を生ずるものとする。

③ ①の申述の受理は、受理した旨を申立人に告知することを要しないものとする。

（注）相続の限定承認及びその取消し並びに相続の放棄及びその取消しの申述を受理したときは、裁判所書記官は、申述人に対し、受理した旨を通知するものとするを前提としている。

【意見】賛成。

(5) 引渡命令（家事審判規則第103条及び第58条関係）

家庭裁判所は、民法第897条第2項の規定による系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者を指定する審判においては、系譜、祭具及び墳墓の引渡しを命ずることができるものとする。

【意見】賛成。

(6) 即時抗告

ア 権利の承継者の指定についての審判（家事審判規則第103条及び第59条関係）

相続人その他の利害関係人は、民法第897条第2項の規定による系譜、祭具及び墳墓の所有権の承継者の指定についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】反対しない。

イ 相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長の申立てを却下する審判（家事審判規則第113条及び第111条関係）

申立人は、相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

（注） 即時抗告権者を申立権者一般に広げるかどうかについては、なお検討するものとする。

【意見】更に検討する内容であるが、即時抗告を利害関係人にまで広げることには反対。

期間の伸張を却下する審判では、即時抗告権者を却下された申立人に限ることで良いと考える。期間は、承認や放棄の期間は各相続人の事情によって、異なるのであり、相続人ごとの解決が合理的だと考えるからである。

ウ 相続の限定承認又は放棄の取消しの申述を却下する審判（家事審判規則第115条第2項及び第111条関係）

相続の限定承認又は放棄について取消権を有する者は、相続の限定承認又は放棄の取消しの申述を却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

エ 相続の限定承認又は放棄の申述を却下する審判（家事審判規則第115条第2項及び第111条関係）

相続の限定承認又は放棄の申述人は、その申述を却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

オ 相続財産の分離についての審判（家事審判規則第117条関係）

- ① 相続人は、相続財産の分離を命ずる審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 相続債権者又は受遺者は、相続債権者又は受遺者による相続財産の分離の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 相続人の債権者は、相続人の債権者による相続財産の分離の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

カ 遺留分の放棄についての許可の申立てを却下する審判（新設）

申立人は、遺留分の放棄についての許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

(7) その他

(注) 申立人は、相続の限定承認又は放棄の取消しの申述の受理の審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

【意見】意思能力のある限り手続行為能力を有するとすべきである。

【理由】限定承認または放棄を取り消す旨の申述であるから、本人が行うことも認めるべきである。

13 推定相続人の廃除に関する審判事件

(前注) 推定相続人の廃除に関する審判事件は、調停をすることができない事項についての審判事件とすることを前提としている（第5の1 b 参照）。

(1) 管轄（家事審判規則第99条第1項関係）

推定相続人の廃除に関する審判事件は、被相続人の住所地の家庭裁判所の管轄とするものとする。ただし、被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思表示した場合又は廃除を取り消す意思表示した場合の推定相続人の廃除に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

【意見】賛成。

【理由】現行の規定を維持した上で、類型を区別して規定しており、わかりやすい。

(2) 手続行為能力（新設）

被相続人は、推定相続人の廃除に関する審判事件においては、意思能力を有する限り、手続行為能力を有するものとする。

【意見】賛成。

(3) 陳述聴取（新設）

家庭裁判所は、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかとなるときを除き、廃除を求められた推定相続人の陳述を〔審問の期日において〕聴かなければならないものとする。

(注) 陳述聴取(ただし、陳述聴取を審問の期日とするか否かについては、なお検討する。)のほか、家事審判に関する手続(総則)中の調停をすることができる事項についての審判事件の特則(第2の2(6)参照)のような手続保障の規律を置く方向で、その内容については、なお検討するものとする。

【意見】推定相続人の陳述を必要とすることに賛成。また審判手続中の調停をすることができる手続保証の規律を置く方向で検討すべきである。

(4) 即時抗告

ア 推定相続人の廃除についての審判(家事審判規則第100条第2項及び第27条第2項関係)

- ① 推定相続人は、当該推定相続人を廃除する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ② 申立人は、推定相続人の廃除の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

イ 推定相続人の廃除の取消しの申立てを却下する審判(家事審判規則第100条第2項及び第27条第2項関係)

申立人は、推定相続人の廃除の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

14 遺産の分割に関する審判事件

(1) 管轄(家事審判規則第99条関係)

- ① 遺産の分割に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② ①にかかわらず、民法第904条の2第2項の規定による寄与分を定める処分に関する審判事件は、同法第907条第2項の規定による遺産の分割の審判事件が裁判所に係属している場合においては、その裁判所の管轄とするものとする。

【意見】賛成。

【理由】現行の家事審判規則99条「被相続人の住所地又は相続開始地」となっているが、遺産分割審判申立てが相続開始後にされる以上「相続開始地」に統一することに不都合はない。遺産分割の審判事件が抗告裁判所に係属した後に寄与分を定める審判の申立てをする場合、遺産分割審判事件が係属している高等裁判所に申立てをすべきとして2項では家庭裁判所と限定していない点も民法904条の2第4項に定める合一確定の要請に照らしても相当である。

(2) 手続の併合等（家事審判規則第103条の3、第104条及び第105条関係）

- ① 遺産の分割の審判の申立て及び寄与分を定める処分の申立てがあったときは、これらの事件の審判手続及び審判は、併合してしなければならないものとする。
- ② 数人から寄与分を定める処分の申立てがあったときも、①と同様とするものとする。
- （注1） 遺産の分割の審判の申立てについては、家事審判規則第105条と同様の公告・参加の制度を設けることの要否については、利害関係人の即時抗告権の要否と併せて、なお検討するものとする。
- （注2） 遺産の分割の審判の申立方法については、家事審判規則第104条と同様の規律を置くものとすることが考えられる。
- （注3） 寄与分を定める処分の申立方法については、家事審判規則第103条の2と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

【意見】 賛成。

(3) 寄与分を定める処分の申立期間の指定等（家事審判規則第103条の4 関係）

- ① 裁判所は、遺産の分割の審判手続において、その当事者が寄与分を定める処分の申立てをすべき期間を定めることができるものとする。この場合において、その期間は、1か月以上でなければならないものとする。
- ② ①に基づいて定められた期間が経過した後にされた寄与分を定める処分の申立ては、却下することができるものとする。
- ③ ①の期間が定められなかった場合においても、遺産の分割の審理を著しく遅延させると認められ、かつ、申立てが遅滞したことにつき申立人の責めに帰すべき事由があるときは、裁判所は、当該寄与分を定める処分の申立てを却下することができるものとする。

【意見】 賛成。

【理由】 現行のとおりであり、問題はない。

(4) 遺産の換価処分

ア 換価処分（家事審判法第15条の4 及び第15条の3 第2項並びに家事審判規則第107条及び第108条の3 第1項関係）

- ① 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があると認めるときは、職権で、相続人に対し、遺産の全部又は一部について競売して換価することを命ずることができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、遺産の分割の審判をするため必要があり、かつ、相当と認めるときは、相続人の意見を聴き、職権で、相続人に対し、遺産の全部又は一部について任意に売却して換価することを命ずることができるものとする。ただし、相続人中に競売によるべき旨の意思を表示した者があるときは、この限りでないものとする。
- ③ ①又は②の審判が確定した後に、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、相続人〔又は利害関係人〕の申立て又は職権で、

その審判を取り消すことができるものとする。

- ④ 家庭裁判所は、遺産の競売又は換価を命ずる場合において、財産の管理者が選任されていないときは、これを選任しなければならないものとする。

(注1) ③の利害関係人の審判取消しの申立権については、遺産の分割の審判事件における利害関係人の即時抗告権と併せて、なお検討するものとする。

(注2) 選任された財産の管理者の権限等については、(10)イ参照。

(注3) 任意売却及び換価処分 of 具体的手続については、ア②及びエのほか、家事審判規則第108条から第108条の3まで（第108条の3第1項を除く。）及び第108条の4第1項及び第2項と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

【意見】賛成。

【理由】事情によっては、競売や任意売却を命じることが妥当な解決になると思われる。

イ 審判の告知（新設）

遺産の競売又は換価を命ずる審判は、第2の2(7)ア（エ）により告知を受ける者に加え、遺産の分割の審判事件の当事者に告知しなければならないものとする。

【意見】賛成。

ウ 即時抗告（家事審判規則第106条第2項及び第15条の3第2項関係）相続人

〔又は利害関係人〕は、遺産の競売又は換価を命ずる審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 利害関係人の即時抗告権については、遺産の分割の審判事件における利害関係人の即時抗告権と併せて、なお検討するものとする。

【意見】遺産分割の審判事件と同様に、利害関係人にも即時抗告権を認めるべきである。

エ 換価人の報酬（家事審判規則第108条の4第3項及び第75条関係）

家庭裁判所は、遺産の競売又は換価を命ぜられた相続人に対し、遺産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

【意見】賛成。

(5) 遺産の分割の方法（家事審判規則第109条関係）

家庭裁判所は、特別の事由があると認めるときは、遺産の分割の方法として、共同相続人の一人又は数人に他の共同相続人に対し債務を負担させて、現物をもってする分割に代えることができるものとする。

【意見】賛成。

(6) 給付命令（家事審判規則第110条及び第49条関係）

家庭裁判所は、遺産の分割の審判においては、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命ずることができるものとする。

【意見】賛成。

(7) 遺産の分割禁止の審判の取消し・変更（家事審判規則第112条第1項関係）

家庭裁判所は、事情の変更があると認めるときは、相続人の申立てによって、いつでも、民法第907条第3項の規定による遺産の分割禁止の審判を取り消し、又は変更することができるものとする。

【意見】賛成。

(8) 即時抗告

ア 遺産の分割についての審判（家事審判規則第111条関係）

相続人〔及び利害関係人〕は、遺産の分割についての審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

イ 遺産の分割禁止の審判等（家事審判規則第111条及び第112条第2項関係）

① 相続人〔及び利害関係人〕は、遺産の分割禁止の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 相続人〔及び利害関係人〕は、遺産の分割禁止の審判を取り消し、又は変更する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

ウ 寄与分を定める処分についての審判（家事審判規則第103条の5関係）

① 相続人〔及び利害関係人〕は、寄与分を定める処分の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人は、寄与分を定める処分の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

③ 遺産の分割の審判と寄与分を定める処分についての審判とが併合してされたときは、寄与分を定める処分についての審判についてのみ即時抗告をすることはできないものとする。

④ 寄与分を定める処分についての審判に対して相続人の一人がした即時抗告は、併合してされた他の寄与分を定める処分についての審判についても、その効力を生ずるものとする。

(注) ア、イ及びウ①につき、利害関係人に即時抗告権を認めるものとするか否かについては、なお検討するものとする。

【意見】賛成。

ア～ウの(注)(利害関係人の即時抗告権の有無)については、利害関係人に即時抗告権を認めるべきである。

【理由】利害関係人の範囲を限定することは難しいが、遺産分割の結果について重大な利害関係を有する者が存在することは間違いなく(例えば、相続人

が破産した場合にも相続人が遺産分割の当事者となることを認めるとする際の破産管財人), 相続人以外の者に即時抗告権を認めないのは不相当である。

(9) その他

(注) 遺産の分割の審判事件について、職権探知主義の規律の適用を限定し、又は、遺産物件の評価についての裁判所による任意の評価（民訴法248条参照）若しくは合意の擬制その他不熱心当事者への対応等のための規律を置くことについては、なお検討するものとする。

【意見】 評価についての規律, 不熱心当事者への対応等のための規律を置くことに賛成。

【理由】 遺産分割の審判事件であることは職権探知主義の規律の適用を限定する理由とはならず, 評価の規律, 不熱心当事者への対応のための規律を設けることも必ずしも職権探知主義と相いれないものではない。民事訴訟法248条は額の立証の困難な損害についての特則であり, 遺産の評価に類推することは適切でないが, 当事者間で異議がないことを手続上の合意として審判の基礎とする制度は, ありうると思われる。

(10) 審判前の保全処分

ア 保全処分の内容（家事審判規則第106条, 第23条第1項及び第52条の2関係）

① 「遺産の分割の審判の申立てがあつた場合において、」財産の管理のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者又は相手方の〕申立てにより又は職権で、担保を立てさせないで、遺産の分割についての審判が効力を生ずるまでの間、財産の管理者を選任し、又は事件の関係人に対し、財産の管理に関する事項を指示することができるものとする。

② 「遺産の分割の審判の申立てがあつた場合において、」強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者又は相手方の〕申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができるものとする。

(注1) ①及び②の各亀甲括弧のうち、各1番目の亀甲括弧は、保全処分の要件として、本案事件が係属していることが必要か否かについて、第3の2(1)において両案を併記していることに対応するもの、各2番目の亀甲括弧は、本案事件の係属を保全処分の申立ての要件とした場合に、保全処分の申立てをすることができる者を申立人又は相手方に限定すべきであるか否かについて、なお検討する趣旨のものである。

(注2) ②により仮の地位を定める仮処分をするためには、保全処分の相手方から陳述を聴取しなければならないことについて、第3の2(2)エを参照。また、保全処分の審判又は保全処分の申立てを却下する審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

【意見】 賛成。

ただし、本案の申し立ては要件とすべきでない。

イ 財産の管理者の権限等（家事審判法第16条並びに家事審判規則第106条第1項、第23条第7項、第32条第1項及び第33条から第36条まで関係）

選任された財産の管理者については、民法第27条から第29条までの規定及び5の(4)の規律を準用するものとする。

【意見】賛成。

15 特別縁故者に対する相続財産の処分に関する審判事件

(1) 管轄（家事審判規則第99条第1項関係）

民法第958条の3第1項の規定による相続財産の処分の審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

(注) 相続財産の処分の申立ての方法及び相続財産の管理人への通知については、家事審判規則第119条の2及び第119条の3と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

【意見】賛成。

【理由】現行の規定を維持することに特に不都合はない。

(2) 審判等の特則（家事審判規則第119条の4関係）

① 民法第958条の3第1項の規定による相続財産の処分についての審判は、同条第2項の期間が経過した後にしなければならないものとする。

② 数人から相続財産の処分の申立てがあったときは、審判手続及び審判は、併合してしなければならないものとする。

【意見】賛成。

(3) 管理人の意見の聴取（家事審判規則第119条の5関係）

家庭裁判所は、相続財産の処分についての審判をするには、相続財産の管理人の意見を聴かなければならないものとする。

【意見】賛成。

(4) 相続財産の換価処分

ア 換価処分（家事審判法第15条の4及び第15条の3第2項並びに家事審判規則第119条の6、第108条の3第1項、第106条第2項及び第15条の4第1項関係）

① 家庭裁判所は、相続財産の処分についての審判をするため必要があると認めるときは、職権で、相続財産の管理人に対し、遺産の全部又は一部について競売して換価することを命ずることができるものとする。

② 家庭裁判所は、相続財産の処分についての審判をするため必要があり、かつ、相当と認めるときは、職権で、相続財産の管理人に対し、遺産の全部又は一部について任意に売却して換価することを命ずることができるものとする。

③ ①又は②の審判が確定した後、その理由が消滅し、その他事情が変更したときは、家庭裁判所は、相続財産の処分についての審判の申立人若しくは

相続財産の管理人の申立てにより又は職権で、その審判を取り消すことができるものとする。

(注) 競売又は任意売却の具体的手続については、家事審判規則第119条の6及び第108条の3第2項から第4項までと同様の規律を置くものとすることが考えられる。

【意見】 注も含めて賛成。

イ 即時抗告（家事審判規則第119条の6，第106条第2項及び第15条の3第2項関係）

相続財産の処分についての審判の申立人及び相続財産の管理人は、遺産の競売又は換価を命ずる審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】 賛成。

ウ 換価人の報酬（家事審判規則第119条の6，第108条の4第3項及び第75条関係）

家庭裁判所は、遺産の競売又は換価を命ぜられた相続財産の管理人に対し、遺産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

(注) 相続財産の管理人の家庭裁判所への報告については、家事審判規則第119条の6及び第108条の4第1項と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

【意見】 注も含めて賛成。

(5) 即時抗告（家事審判規則第119条の7及び第27条第2項関係）

① 申立人及び相続財産の管理人は、相続財産の処分の審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立人は、相続財産の処分の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

③ 申立人の一人又は相続財産の管理人がした即時抗告は、申立人の全員についてその効力を生ずるものとする。

【意見】 賛成。

(6) その他

(注) 審判確定の通知については、家事審判規則第119条の8及び第119条の3と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

【意見】 賛成。

16 遺言に関する審判事件

(1) 管轄（家事審判規則第120条関係）

① 遺言に関する審判事件は、相続開始地の家庭裁判所の管轄とするものとする。

② 民法第976条第4項及び第979条第3項の規定による遺言の確認の審判事件

の申立ては、遺言者の生存中は、遺言者の住所地の家庭裁判所にするものとするものとする。

【意見】賛成。

【意見】現行の規定を維持することに特に不都合はない。

(2) 陳述聴取等（家事審判規則第125条，第83条第1項，第126条第1項及び第76条関係）

① 家庭裁判所は，民法第1010条の規定による遺言執行者を選任する審判をするには，遺言執行者となるべき者の意見を聴かなければならないものとする。

【意見】賛成。

② 家庭裁判所は，民法第1019条第1項の規定による遺言執行者を解任する審判をするには，遺言執行者の陳述を聴かなければならないものとする。

【意見】賛成。

③ 家庭裁判所は，民法第1027条の規定による負担付遺贈に係る遺言を取り消す審判をするには，受遺者〔及び受益者〕の陳述を聴かなければならないものとする。

（注） 受益者の陳述も聴かなければならないこととするか否かについては，なお検討するものとする趣旨で，亀甲括弧を付している。

【意見】賛成。

（注についても聴取義務を課す方向で検討されるべきである）

【理由】受遺者については負担の義務を果たしているか等について確認をする必要があるうえ取り消された場合の影響が重大であるから聴取は必須であると考ええる。受益者についても取り消されれば受益分に関して不当利得返還を行う義務が発生すると考えられる等，重大な利害関係を有するため，陳述聴取すべきであると考ええる。

(3) 審判の告知（新設）

民法第1019条第1項の規定による遺言執行者を解任する審判は，第2の2(7)ア(エ)により告知を受けるものに加え，相続人に対し，告知しなければならないものとする。

（注） 負担付遺贈に係る遺言を取り消す審判は，受益者に対し，告知しなければならないものとするか否かについては，なお検討するものとする。

【意見】賛成（注についても告知する方向で検討されるべきである）。

【理由】相続人は，利害関係を有するため知らせる必要があるのと同時に，遺言執行者が解任されると，家庭裁判所は，利害関係人の請求によって選任することができる（民法第1010条）とされており，相続人に新たな遺言執行者の選任を促すためにも知らせる必要があり，新設に賛成である。

注については，上記(2)と同様の理由から，告知する方向で検討され

るべきであると考える。

(4) 即時抗告

ア 遺言の確認についての審判（家事審判規則第121条関係）

- | |
|--|
| ① 利害関係人は、遺言を確認する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。 |
| ② 遺言に立ち会った証人及び利害関係人は、遺言の確認の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。 |

【意見】賛成。

イ 遺言執行者の選任の申立てを却下する審判（家事審判規則第127条第1項関係）

利害関係人は、遺言執行者の選任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

ウ 遺言執行者の解任についての審判（家事審判規則第126条第2項及び第127条第1項関係）

- | |
|---|
| ① 遺言執行者は、遺言執行者を解任する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。 |
| ② 利害関係人は、遺言執行者の解任の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。 |

【意見】賛成。

エ 遺言執行者の辞任の許可の申立てを却下する審判（家事審判規則第127条第2項関係）

遺言執行者は、その辞任の許可の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
--

【意見】賛成。

オ 負担付遺贈に係る遺言の取消しについての審判（家事審判規則第128条関係）

- | |
|--|
| ① 受遺者その他の利害関係人は、負担付遺贈に係る遺言を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。 |
| ② 相続人は、負担付遺贈に係る遺言の取消しの申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。 |

【意見】賛成。

(5) 遺言の確認の審判事件及び遺言書の検認の審判事件における申立ての取下げ制限

【甲案】

申立人は、裁判所の許可を得ない限り、民法第976条第4項及び979条第3項の規定による遺言の確認の審判事件並びに同法第1004条第1項の規定による遺言書の検認の審判事件の申立てを取り下げることができないものとする。

【乙案】

遺言の確認の審判事件及び遺言書の検認の審判事件の申立ての取下げについては、特段の規律を置かず、第2の2(9)によるものとする。

【意見】 甲案が妥当である。

【理由】 民法1004条による検認の申し立ては遺言書の保管者の義務であり、その余の遺言の確認の申し立ても、申立人のためではなく遺言者および相続人、受遺者などの利害関係人のためにするものであるから、申立人が自由に取下げること認めるべきではない。

(6) 検認調書の作成（家事審判規則第123条関係）

遺言書の検認については、調書を作らなければならないものとする。

(注1) 裁判所書記官は、遺言書の検認をする期日を申立人及び相続人に通知するものとする（ただし、通知を受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国にあるときは、通知をすることを要しないものとする。）ことを前提としている。

(注2) 遺言書検認と調査、検認調書の具体的記載事項及び検認がされた旨の通知については、家事審判規則第122条から第124条までと同様の規律を置くものとする（ただし、同規則第124条の検認がされた旨の通知については、遺言書の検認に立ち会う機会のなかった者に対してしなければならないものとする。）ことが考えられる。

(注3) 検認がされた旨の通知を受けるべき者の所在が明らかでないとき、又はその者が外国にあるときは、検認がされた旨の通知をすることを要しないことを前提としている。

【意見】 賛成（注も含めて賛成）。

【理由】 注1について、遺言書の検認は、遺産分割の前提となるものであり利害関係を有する申立人及び相続人らは関心をもっていることから、これらの者に対して検認期日の通知は行うべきである。もっともその性質として、権利・義務を決めるものではなく事実確認の性質を持つにすぎないため、訴訟経済・迅速性の観点から、外国にいる者について通知を要しないことは妥当である。

注3について、上記のとおり検認自体から権利・義務が確定するわけではないことから検認期日を知らず出席できなかったからといって手続保障上の不利益は発生しない。そのため、訴訟経済・迅速な手続の観点から、当該前提内容についても賛成である（ただし、海外在住者で所在がわかっている者に対しては、例えば普通郵便で送ることをもって「通知」と観念できるのであれば、通知した方がよいと思われる）。

(7) 遺言執行者の解任の審判事件を本案とする審判前の保全処分

ア 保全処分の内容（家事審判規則第126条第1項及び第74条第1項関係）

〔遺言執行者の解任の審判の申立てがあつた場合において、〕相続人の利益のため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、遺言執行者の解任についての審判の効力が生ずるまでの間、遺言執行者の職務の執行を停止し、又はその職務代行者を選任することができるものとする。

（注1） 亀甲括弧の趣旨については、1(9)ア（ア）の（注）と同じ。

（注2） アにより遺言執行者の職務の執行を停止する審判をするためには、遺言執行者から陳述を聴取しなければならないことについて、第3の2(2)エ参照。また、保全処分の審判又は保全処分の申立てを却下する審判に対する即時抗告については、第3の2(3)が適用される。

【意見】 賛成。

緊急を要する事案も考えられるので、本案の申立ては要件とすべきではない。

イ 職務代行者の改任等（家事審判規則第126条第1項、第74条第2項、第32条第1項及び第75条関係）

① 家庭裁判所は、いつでも、アにより選任した職務代行者を改任することができるものとする。

② 家庭裁判所は、アにより選任し、又はイ①により改任した職務代行者に対し、相続財産の中から、相当な報酬を与えることができるものとする。

【意見】 賛成。

第5 家事調停に関する手続

（前注） 家事審判事件及び人事訴訟事件において、意思能力を有する限り手続行為能力又は訴訟能力を有する者は、当該家事審判事件又は人事訴訟事件に係る家事調停事件においても、手続行為能力を有するものとすることを前提にしている。

1 家事調停事件の範囲（家事審判法第17条関係）

裁判所は、人事に関する訴訟事件その他一般に家庭に関する事件について家事調停を行うものとする。ただし、次に掲げる事項については、この限りでないものとする。

a 家事審判法第9条第1項甲類として規定されている事件

b 家事審判法第9条第1項乙類として規定されている事件のうち民法第877条第2項及び第3項の規定による扶養義務の設定及びその取消し並びに同法第892条から第894条までの規定による推定相続人の廃除及びその取消し

（注） 民法第758条第2項及び第3項の規定に基づく夫婦財産契約による管理者の変更及び共有財産の分割の事件を家事調停をすることができない事件とすることについて、なお検討するものとするにつき、第4の6

(前注) 参照。

【意見】 反対しない。

【理由】 扶養義務の設定及びその取消し並びに推定相続人の廃除及びその取消しについては、民法の規定上、調停の成立は不可能である。親子関係不存在の調停では、23条審判という出口があるが、これらの事件では、調停を行っても出口がないため、調停の対象事件とはしないことはやむをえない。ただし、これらの事件における手続保障は、利害対立する相手方が存在するので、十分に行うべきである。

2 調停機関（家事審判法第3条第2項及び第3項関係）

- ① 家事調停手続は、調停委員会で行うものとする。ただし、裁判所が相当と認めるときは、家事審判官（訴訟事件又は家事審判事件が係属している高等裁判所が自ら処理する場合においては、当該事件が係属する高等裁判所の裁判官。以下同じ。）だけで行うことができるものとする。
- ② 裁判所は、当事者の一方又は双方の申立てがあるときは、①のただし書にかかわらず、調停委員会で行わなければならないものとする。

【意見】 賛成。

3 調停委員会

- (1) 調停委員会の構成等（家事審判法第22条並びに家事審判規則第135条及び第136条関係）

- ① 調停委員会は、家事審判官一人及び家事調停委員二人以上で組織するものとする。
- ② 調停委員会を組織する家事調停委員は、裁判所が各事件について指定するものとする。
- ③ 調停委員会の決議は、過半数の意見によるものとする。可否同数の場合には、家事審判官の決するところによるものとする。
- ④ 調停委員会の評議は、秘密とするものとする。

【意見】 賛成。

- (2) 調停委員会の権限（家事審判法第20条及び第12条並びに家事審判規則第137条関係）

調停委員会が家事調停手続を行う場合には、第1に掲げる裁判所の権限のうち、次に掲げるものの権限は、調停委員会に属するものとする。

- a 参加（第1の7参照）
- 〔b 脱退の許可（第1の8参照）〕
- c 補佐人の許可及び許可取消し（第1の9(8)参照）
- d 関係人の呼出し（第1の11(1)参照）
- e 傍聴の許可（第1の11(2)参照）
- f 手続の分離及び併合（第1の11(5)参照）
- g 事実の調査及び証拠調べ（第1の12(1)、(5)ア参照）

h 他の裁判所への事実の調査又は証拠調べの囑託等（第1の12(4)エ①並びに(5)イ①前段及び②参照）

i 官庁等への調査の囑託（第1の12(4)オ参照）

j 家庭裁判所調査官の期日出席及び意見陳述（第1の13①及び②参照）

k 医師たる裁判所技官の期日出席（第1の14参照）

(注) bの脱退の許可については、調停手続に脱退の制度を設けるかどうかについて、なお検討するものとするとしている（第1の8参照）ため、亀甲括弧を付している。

【意見】賛成。

(3) 家事審判官の権限

ア 期日の指定（新設）

調停委員会が家事調停手続を行う場合には、第1に掲げる裁判長の権限のうち、期日の指定（第1の11(3)ア参照）の権限は、調停委員会を組織する家事審判官に属するものとする。

【意見】賛成。

イ 家事審判官の事実の調査及び証拠調べ（家事審判規則第137条の2（第4項を除く。）、第7条の2及び第7条の6関係）

- ① 調停委員会を組織する家事審判官は、調停委員会の決議により、事実の調査及び証拠調べをすることができるものとする。
- ② ①の場合において、家事審判官は、家庭裁判所調査官に事実の調査を、医師たる裁判所技官に事件の関係人の心身の状況についての診断を、それぞれさせることができるものとする。
- ③ ②の事実の調査及び診断については、第1の12(4)イ③及び④の規律（報告の方式及び意見の添付）を準用するものとする。
- ④ ①の場合において、家事審判官は、相当と認めるときは、裁判所書記官に事実の調査をさせることができるものとする。ただし、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当とする場合は、この限りでないものとする。

【意見】賛成。

ウ 社会福祉機関との連絡等（家事審判規則第137条の3関係）

調停委員会を組織する家事審判官は、調停委員会の決議により、家庭裁判所調査官に第1の13③による措置（社会福祉機関との連絡等）をとらせることができるものとする。

【意見】賛成。

(4) 家事調停委員の権限（家事審判法第22条の2第1項及び家事審判規則第137条の4関係）

調停委員会は、相当と認めるときは、当該調停委員会を組織する家事調停委員に事実の調査をさせることができるものとする。ただし、家庭裁判所調査官

による事実の調査を相当とする場合は、この限りでないものとする。

【意見】賛成。

4 家事調停委員（家事審判法第22条の2第2項及び第22条の3関係）

- ① 家事調停委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所が定めるものとする。
- ② 家事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

【意見】賛成。

5 調停前置主義（家事審判法第18条第1項関係）

家事調停を行うことができる訴訟事件について訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に家事調停の申立てをしなければならないものとする。

【意見】賛成。

6 付調停（家事審判法第11条、第18条第2項及び第19条関係）

- ① 5の規律に反して、家事調停を行うことができる訴訟事件について家事調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合には、その訴えを受けた裁判所は、その事件を家事調停に付さなければならないものとする。ただし、その裁判所が当該訴訟事件を家事調停に付すことを相当でないと認めるときは、この限りでないものとする。
- ② 家事調停を行うことができる事件に係る訴訟事件又は家事審判事件が係属している場合において、相当と認めるときは、裁判所は、いつでも、職権で、その事件を家事調停に付することができるものとする。
- ③ 訴訟事件又は家事審判事件が係属している裁判所は、①又は②により事件を家事調停に付す場合には、その家事調停事件を管轄家庭裁判所に処理させるものとする。ただし、家事調停事件を処理するために特に必要があると認めるときは、他の家庭裁判所に処理させることができるものとする。
- ④ 訴訟事件又は家事審判事件が係属している家庭裁判所又は高等裁判所が、①又は②により事件を家事調停に付す場合には、③にかかわらず、当該家事調停事件を自ら処理することができるものとする。この場合においては、調停委員会を組織する家事審判官は、その裁判所がその裁判官の中から指定するものとする。
- ⑤ ①又は②により裁判所が訴訟事件を家事調停に付した場合において、調停が成立したとき又は合意に相当する審判若しくは調停に代わる審判が確定したときは、当該訴訟事件について訴えの取下げがあったものとみなすものとする。
- ⑥ ②により裁判所が家事審判事件を家事調停に付した場合において、調停が成立したとき、又は調停に代わる審判が確定したときは、当該家事審判事件は、終了するものとする。

(注) ②により訴訟事件又は家事審判事件を調停に付す場合においては、当

事者（本案について被告又は相手方の陳述がされる前にあっては、原告及び申立人に限る。）の意見を聴かなければならないものとする。については、なお検討するものとする。

【意見】賛成。

なお、②により訴訟事件又は家事審判事件を調停に付す場合においては、当事者（本案について被告又は相手方の陳述がされる前にあっては、原告及び申立人に限る。）の意見を聴かなければならないものとするべきである。

【理由】調停申し立てが可能な事件について、あえて審判の申し立てをしている場合、申立人としては、審判手続きを求めていることが明瞭である。かかる申立人の意思が明らかである以上、調停に付する場合は、意見を聴取すべきである。

7 調停手続

(1) 管轄

ア 管轄（家事審判規則第129条、第137条の5及び第103条の3関係）

- ① 家事調停事件は、相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄とするものとする。
- ② 遺産の分割の調停事件が裁判所に係属している場合においては、寄与分を定める調停事件は、その裁判所の管轄とするものとする。
- ③ 遺産の分割の調停事件の申立て及び寄与分を定める調停事件の申立てがあったときは、これらの家事調停手続は、併合してしなければならないものとする。数人から寄与分を定める調停の申立てがあったときも、同様とするものとする。

イ 家庭裁判所、地方裁判所又は簡易裁判所間の移送（家事審判規則第129条の2関係）

- ① 家庭裁判所は、家事調停をすることができない事件のうち民事調停をすることができるものについて家事調停の申立てを受けた場合には、これを民事調停事件の管轄権のある地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならないものとする。ただし、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、土地管轄権の有無にかかわらず、事件の全部又は一部を事物管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送することができるものとする。
- ② 家庭裁判所は、家事調停をすることができる事件のうち民事調停をすることができるものについて家事調停の申立てを受けた場合において、事件を処理するために必要があると認めるときは、これを民事調停事件の管轄権のある地方裁判所又は簡易裁判所に移送することができるものとする。ただし、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、土地管轄権の有無にかかわらず、事件の全部又は一部を事物管轄権を有する地方裁判所又は簡易裁判所に移送することができるものとする。

(注) ①又は②による移送の裁判に対しては、第1の4(5)ウ及びエが適用されることを前提としている。

【意見】 条件付き賛成。

移送については当事者の意見を聴くことを要するとすべきである。

【理由】 ア①について合意管轄を認めるのは当然であり、その他現行の規定を維持することに特に不都合はない。イについても、現行の規定と同じく必要性があれば移送を認めることに特に不都合はない。イ②但書に関して土地管轄権の有無を考慮せず定めた現行家事審判規則129条の2の規律を変更し、原則として土地管轄権を有する裁判所が処理し、例外として特に必要があるときには土地管轄権を有しない裁判所に移送を認めるよう定めることも問題はない（ただ規定の仕方を異にすることの是非は検討の余地があるのではないか）。なお、民事訴訟法規則8条に準じて当事者の意見を聴かなければならない旨の規定を設けるべきである。申立人は管轄権を有する裁判所に申立てている以上、移送される前に当事者に手続保障の機会を与える必要がある。

(2) 手続指揮権（家事審判規則第134条関係）

調停委員会における家事調停手続は、家事審判官が指揮するものとする。

【意見】 賛成。

(3) 電話会議システム等（新設、民事訴訟法第170条第3項及び第4項参照）

- ① 調停委員会は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、調停委員会及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、期日における手続を行うことができるものとする。
- ② 期日に出頭しないで①の手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。
- （注1） 証人尋問、当事者尋問及び鑑定人質問については、特則（第1の12(5)による民事訴訟法第204条、第210条及び第215条の3の準用）によることとし、この場合には、(3)の規律を適用しないこととしている。
- （注2） ①の期日において調停を成立させることができるものとするか否か、できるものとした場合にもなお一定の事件（例えば、離婚、離縁又は親権者の指定若しくは変更に関する事件）については調停を成立させることができないものとするか否かについては、なお検討するものとする。
- （注3） 合意に相当する審判における当事者間の合意について、電話会議システム等を用いた期日でもすることができるものとするか否かについては、なお検討するものとする。

【意見】 賛成。

なお、すべての事件につき、①の期日において調停を成立させる可能性を認めるべきである。

【理由】 当事者の真意の担保は、裁判所による適切な運用により図ることが可能であると思われ、調停成立時の当事者本人間の合意の存在の要請も満たされる。よって、すべての事件につき、①の期日において調停を成立

する可能性は認めた上で運用に委ねるべきである。

(4) 家事調停事件の申立て

ア 申立ての方式（家事審判規則第2条関係）

家事調停事件の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならないものとする。

- a 当事者及び法定代理人
- b 申立ての趣旨及び原因

(注) 遺産分割調停の申立てについては家事審判規則第137条の6及び第104条の規律と、寄与分を定める調停の申立てについては同規則第137条の5及び第103条の2の規律と、それぞれ同様の規律を置くものとすることが考えられる。

【意見】賛成。

イ 併合申立て

【甲案】

申立人は、調停を求める事項が数個ある場合において、それらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、これらを併せて申し立てることができるものとする。

【乙案】

併合申立てについては、特段の規律を置かず、認めないものとする。

【意見】甲案に賛成。

【理由】甲案の要件によって併合申立てを認めることが当事者の便宜であるだけでなく、調停の進行上も能率的である。併合して行うことに支障があれば、分離すればよい。

ウ 裁判長の申立書審査権（新設、民事訴訟法第137条参照）

① アの書面（以下「家事調停事件の申立書」という。）がアに違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとする。民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い家事調停事件の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とするものとする。

② ①の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、家事調停事件の申立書を却下しなければならないものとする。

③ ②の命令に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(注) 申立人が、相手方の不正確な住所の記載について補正を命ぜられたにもかかわらず、正当な理由なく補正命令に応じないため、裁判所が申立書の送付等を行うことができない場合や、申立書送付費用又は呼出費用の予納がない場合の対応として、何らかの規律（例えば、民事訴訟法第138条第2項及び第141条と同趣旨の規律）を置くものとするについて、なお検討するものとする。

【意見】賛成。

エ 申立ての却下（新設）

- ① 申立てが不適法であるときは、家庭裁判所は、申立てを却下しなければならないものとする。
- ② ①の審判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

オ 申立書の写しの送付等（新設）

家庭裁判所は、申立てを不適法として却下するとき又は家事調停手続の期日を経ないで7（14）（調停をしない場合）により家事調停事件を終了させるときを除き、相手方に対し、家事調停事件の申立書の写しを送付するものとする。ただし、家事調停事件の手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合は、申立書の写しの送付に代えて、適宜の方法により事件係属の通知をすることができるものとする。

【意見】条件付き賛成。

手続の円滑な進行を妨げるといった程度の理由では、申立書の写しの送付は回避されるべきでなく、申立書は、申立てを不適法として却下する場合又は申立てに理由がないことが明らかな場合以外は、全て相手方に送付されるべきである。

【理由】裁判所に対し、調停が申し立てられている以上、全ての事件は一定の紛争性を有しており、相手方当事者にとっては、申立人が行っている主張の内容を知ることが、反論をなす為、必要なものである。また、反論をなさしめることは、又は納得の上で、調停による解決に至る為にも重要である。円滑さと比較考量されるべきものではない。

カ 申立ての変更（新設、民事訴訟法第143条関係）

- ① 申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は原因を変更することができるものとする。
- ② 申立ての趣旨又は原因の変更は、期日である場合を除き、書面でしなければならないものとする。
- ③ 調停委員会は、申立ての趣旨又は原因の変更が不適法であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の裁判をしなければならないものとする。
- ④ 調停委員会は、申立ての趣旨又は原因の変更により著しく家事事件の手続を遅延させることとなるときは、その変更を許さない旨の裁判をすることができるものとする。

【意見】賛成。

(5) 手続の〔受継〕（家事審判規則第15条関係）

（前注） ここでいう〔受継〕とは、法令により手続を続行する資格のあるもの等が手続を引き継ぐことであるが、これを「受継」と呼称するかどうかについては、なお検討するものとする。

ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合

(注) 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者があるときでも、手続は、中断しないことを前提としている。もっとも、当事者が関与しなければならない手続については、法令により手続を続行する資格のある者が〔受継〕するまで、事実上することができない（法令により手続を続行する資格のある者のために任意代理人がある場合（第1の9(6)参照）は除く。）。

- ① 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、その手続を〔受継〕することができるものとする。
- ② 調停委員会は、当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって手続を続行することができない場合には、申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に、その手続を〔受継〕させることができるものとする。
- ③ 調停委員会は、①による〔受継〕の申出又は②による〔受継〕の申立てに理由がないと認めるときは、却下しなければならないものとする。①による〔受継〕の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

イ 法令により手続を続行する資格のある者はないが、別に申立権者がある場合

別の申立権者が〔受継〕することは認めないものとし、調停事件は、終了するものとする。

【意見】賛成。

(6) 中止（家事審判規則第20条及び第130条関係）

- ① 家事調停の申立てがあつた事件について審判が係属しているとき、又は6②により家事審判事件が家事調停に付されたときは、裁判所は、家事調停事件が終了するまで審判手続を中止することができるものとする。
- ② 家事調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属しているとき、又は6①若しくは②により訴訟事件が家事調停に付されたときは、裁判所は、家事調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができるものとする。

【意見】賛成。

(7) 調停の場所（家事審判規則第132条関係）

調停委員会は、事件の実情によって、裁判所外の適当な場所で調停をすることができるものとする。

【意見】賛成。

(8) 調書の作成（家事審判規則第10条関係）

裁判所書記官は、家事調停手続について、調書を作らなければならないものとする。ただし、調停委員会を組織する家事審判官においてその必要がないと認めるときは、この限りでないものとする。

【意見】賛成。

(9) 意見の聴取の嘱託（家事審判規則第136条の3第1項関係）

調停委員会は、家庭裁判所又は簡易裁判所に紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を嘱託することができるものとする。

【意見】賛成。

(10) 嘱託による意見聴取及び事実の調査の実施機関（家事審判規則第136条の3第2項及び第137条の2第4項関係）

- ① (9)により意見の聴取の嘱託を受けた家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事調停委員に当該嘱託に係る意見の聴取をさせることができるものとする。
- ② 第1の12(4)エにより事実の調査の嘱託を受けた裁判所は、相当と認めるときは、裁判所書記官に当該嘱託に係る事実の調査をさせることができるものとする。ただし、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当とする場合は、この限りでないものとする。

【意見】賛成。

(11) 家事調停委員の専門的意見の聴取（家事審判法第22条の2第1項及び家事審判規則第136条の2関係）

- ① 調停委員会は、必要があると認めるときは、当該調停委員会を組織していない家事調停委員の専門的な知識経験に基づく意見を聴取することができるものとする。
- ② 調停委員会が①により意見を聴取することとしたときは、家庭裁判所は、意見を述べるべき家事調停委員を指定するものとする。
- ③ ②による指定を受けた家事調停委員は、調停委員会に出席して意見を述べるものとするものとする。

【意見】賛成。

(12) 調停の成立

ア 調停の成立と効力（家事審判法第21条関係）

- ① 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有するものとする。ただし、第2の1(1)に定める家事審判の対象となる事項のうち調停をすることができる事項についての合意の記載は、確定した審判と同一の効力を有するものとする。

② ①は、合意に相当する審判の対象となる事件については、適用しないものとする。

【意見】賛成。

イ 調停の一部成立（新設、民事訴訟法第243条第2項及び第3項参照）

① 家事調停事件の一部について当事者間に合意が成立したときは、当該一部について調停を成立させることができるものとする。

② ①は、手続の併合を命じた数個の家事調停事件について準用するものとする。

【意見】賛成。

ウ 調停調書の更正（新設、民事訴訟法第257条参照）

① 調停調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正の裁判をすることができるものとする。

② 更正の裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

③ 不適法を理由に①の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

エ 調停条項案の書面による受諾（家事審判法第21条の2関係）

当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ調停委員会から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなすものとする。

（注1） 一定の事件については、調停条項案の書面による受諾により当事者間の合意を成立させることができないものとすることを前提としており、その具体的な範囲（例えば、離婚、離縁又は親権者の指定若しくは変更に関する事件）については、なお検討するものとする。

（注2） 調停条項案提示の方式、真意の確認及び調停条項案受諾者への調停成立の通知については、家事審判規則第137条の7、第137条の8及び第140条の2と同様の規律を置くものとすることが考えられる。

【意見】賛成。

なお、身分関係の変更、形成は、実体法上、効力発生時に意思が必要とされているため、書面による受諾はできないとすべきである。

（13） 調停の不成立（家事審判規則第138条の2及び家事審判法第26条関係）

① 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、裁判所が調停に代わる審判をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができるものとする。

のとする。合意に相当する審判の対象となる事件の調停につき、当事者間に合意が成立した場合において、裁判所が合意に相当する審判をしないときも、同様とするものとする。

② 第2の1(1)に定める家事審判の対象となる事項のうち調停をすることができる事項についての家事調停事件（以下「審判事項についての家事調停事件」という。）について調停が成立せず、かつ、その事件について調停に代わる審判をせず、又は異議申立てにより調停に代わる審判が効力を失った場合には、調停の申立ての時に、審判の申立てがあったものとみなすものとする。

③ 訴訟事項についての家事調停事件について調停が成立せず、かつ、その事件について合意に相当する審判若しくは調停に代わる審判をせず、又は異議申立てにより合意に相当する審判若しくは調停に代わる審判が効力を失った場合において、当事者がその旨の通知を受けた日から2週間以内に訴えを提起したときは、調停の申立ての時に、その訴えの提起があったものとみなすものとする。

(注) ②については、家事調停手続が審判手続に移行した場合には、家事調停手続における資料が当然に審判手続における資料となるものではないこと、家事調停事件が係属していた家庭裁判所が当該家事審判事件の管轄権を有していない場合においては自庁処理によらない限り管轄権が生じないものとするをそれぞれ前提としている。

【意見】賛成。

(14) 調停をしない場合（家事審判規則第138条関係）

調停委員会は、事件が性質上調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的でみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、調停をしないものとして、事件を終了させることができるものとする。

【意見】賛成。

(15) 取下げによる事件の終了（新設）

(前注) 合意に相当する審判後の取下げについては、8(3)の規律による。なお、調停に代わる審判後の取下げについては、特段の規律を設けず、次のア及びイの規律によるものとする。

ア 取下げの要件

申立人は、家事調停事件が終了するまでの間、申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。

【意見】賛成。

イ 取下げの方式及び効果

取下げの方式及び効果については、家事審判に関する手続（総則）の規律（第2の2(9)イ及びウ）を準用するものとする。

(注) (13), (14)又は(15)により家事調停事件が終了したときは, 裁判所書記官は, 当事者に対し, 遅滞なく, その旨を通知しなければならないものとする(所在の知れない者, 家事調停手続の期日において家事調停事件を終了した場合に, その期日に出頭していた当事者については, この限りでないものとする。)ことが考えられる。

【意見】賛成。

(16) 調停前の仮の措置(家事審判規則第133条関係)

- ① 調停委員会は, 家事調停事件が係属している場合に, 職権で, 相手方その他の事件の関係人に対し, 調停のために必要な処分を命じることができるものとする。
- ② 調停委員会は, ①による処分を変更し, 又は取り消すことができるものとする。
- ③ 調停委員会を組織する家事審判官は, 急迫の事情があるときに限り, ①による処分並びに②による処分の変更及び取消しをすることができるものとする。
- ④ ①による処分並びに②による処分の変更及び取消しは, これを受ける者に告知することによりその効力を生ずるものとする。
- ⑤ ①による処分及び②により変更した処分は, 執行力を有しないものとする。
- ⑥ 調停委員会は, ①による処分及び②による処分の変更をする場合には, 同時に, その違反に対する法律上の制裁も告知しなければならないものとする。

【意見】賛成。

(17) 家事審判官だけで家事調停手続を行う場合

(前注) 合議体により家事調停手続を行うことができることを前提としている。

ア 手続指揮権(新設)

家事審判官だけで家事調停手続を行う場合においては, 裁判長が期日における手続を指揮するものとする。

【意見】賛成。

イ 受命裁判官(新設)

家事審判官だけで家事調停手続を行う場合においては, 裁判所は, 受命裁判官に期日における手続を行わせることができるものとする。

【意見】賛成。

ウ 裁判所書記官による事実の調査(家事審判規則第142条第1項及び第137条の2第3項関係)

家事審判官だけで家事調停手続を行う場合においては, 裁判所は, 相当と認めるときは, 裁判所書記官に事実の調査をさせることができるものとする。た

だし、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当とする場合は、この限りでないものとする。

【意見】賛成。

エ 調停委員会及び家事審判官の権限についての規律の準用（家事審判規則第142条関係）

家事審判官だけで家事調停手続を行う場合においては、7に掲げる調停委員会が行う行為は裁判所が、家事調停委員会を組織する家事審判官が行う行為は裁判長が、それぞれ行うものとする。

【意見】賛成。

8 合意に相当する審判

（前注1） 「合意に相当する審判」との用語については、なお検討するものとする。

（前注2） 家事審判官のみでする調停においても、合意に相当する審判をすることができることを前提としている。

（1） 合意に相当する審判の対象事件及び要件（家事審判法第23条関係，人事訴訟法第2条及び第43条参照）

ア 合意に相当する審判

人事訴訟法第2条に定める人事に関する事件（同条第1号に定める離婚の訴え及び同条第3号に定める離縁の訴えの事件を除く。）の調停において、当事者間に、申立ての趣旨どおりの審判を受けることについての合意が成立し、かつ、申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因の有無について争いがない場合には、裁判所は、必要な事実を調査した上、調停委員会の調停にあつては当該調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、正当と認めるときは、申立てに係る無効若しくは取消し又は身分関係の形成若しくは存否に関し、当該合意に相当する審判をすることができるものとする。

（注1） 人事訴訟法第2条本文に定める「その他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え」を、合意に相当する審判の対象とすべきであるか否かについては、なお検討するものとする。

（注2） 手続上の当事者のうち、身分関係の当事者でない者について、「申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因の有無について争いがない」ことの主体から除外するか否かについては、なお検討するものとする。

【意見】賛成。

なお、手続上の当事者のうち、身分関係の当事者でない者について、「申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因の有無について争いがない」ことの主体から除外する旨の規定を設ける必要はない。

【理由】 本件においては、裁判所は、必要な事実を調査した上で、審判することとされており、身分関係当事者の一部が手続当事者でない場合には手続当事者となっていない身分関係当事者について必ず調査が行われると思われる。すると、手続上の当事者のうち、身分関係の当事者でない者を、「申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因の有無について争いがない」ことの主体からあえて除外する旨の規定を設ける必要はない。また、身分関係当事者ではない手続当事者にも、通常の異議申立ての機会を与えるべきである以上、身分関係当事者ではない手続当事者が「申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の形成若しくは存否の原因の有無について」争っている場合にも審判ができるとすると、簡易迅速に身分関係を確定しようという23条審判の趣旨が失われることになるからである。

イ 当事者

アの事件について、人事訴訟を提起することができる者は、原則として、人事訴訟において被告とすべき者を相手方としてアの調停を申し立てることができるものとする。

(注1) 人事訴訟において検察官を被告とすべき場合においては、検察官を相手方として調停を申し立てることはできず、合意に相当する審判をすることはできないものとするを前提としている。同様に、検察官が調停の申立てをすることもできないものとするを前提としている。

(注2) 死亡等により身分関係の当事者の一方を欠いているため、他方の当事者を被告として人事訴訟を提起することができる場合において、合意に相当する審判をすることができるものとするについては、利害関係のある第三者の手続保障や審理の充実を図るために人事訴訟法第28条及び人事訴訟規則第16条と同様の事件係属の通知の制度を設けることの可否と併せて、なお検討するものとする。

【意見】 賛成。

なお、死亡等により身分関係の当事者の一方を欠いているため、他方の当事者を被告として人事訴訟を提起することができる場合についても、合意に相当する審判をすることができるものとすべきである。

【理由】 当事者の一方が死亡している場合には、その調査を慎重にすることによって対応可能な場面も考えられること、また、本審判は利害関係人が異議を述べれば直ちに効力を失うものであることから、一方が死亡している場合に、合意に相当する審判をなすことを一律に否定する必要はないと考える。

(2) 審判（新設）

ア 審判の方式

合意に相当する審判は、審判書を作成して行わなければならないものとする。

【意見】 賛成。

イ 家事審判に関する手続（総則）の規律の準用（民事訴訟法第243条，第247条，第253条，第258条，第256条及び第257条参照）

第2の2(7)ア(ア)，(ウ)，(エ)及び(キ)から(コ)までによる規律は，合意に相当する審判の手続について準用するものとする。

【意見】賛成。

(3) 申立ての取下げ（新設）

申立ての取下げは，合意に相当する審判があった後は，相手方の同意を得なければ，その効力を生じないものとする。

【意見】賛成。

(4) 不服申立て（家事審判法第25条第1項及び第2項並びに家事審判規則第139条及び第140条関係）

ア 異議申立権者及び異議申立ての理由

① 当事者は，合意に相当する審判に対し，(1)アの合意の成立の要件又は無効若しくは取消しの原因若しくは身分関係の形成若しくは存否の原因の有無について争いがないとの要件を欠いていたことを理由として，裁判所に異議を申し立てることができるものとする。

② 利害関係人は，合意に相当する審判に対し，裁判所に異議を申し立てることができるものとする。

【意見】賛成。

イ 異議申立ての方式

① 異議の申立ては，異議の対象を明らかにして書面によってしなければならないものとする。

② 当事者は，①の書面に異議の理由を記載しなければならないものとする。

【意見】賛成。

ウ 異議申立期間

① ア①及び②の異議の申立ては，2週間の不変期間内にしなければならないものとする。

② ①の異議申立ての期間は，異議の申立てをすることができる者が審判の告知を受ける者である場合には審判の告知を受けた日から，審判の告知を受ける者でない場合には当事者が審判の告知を受けた日（複数ある場合には，そのうち最も遅い日）から，それぞれ進行するものとする。

(注) 異議申立権の放棄の規律を置くことについては，民事訴訟の手続における控訴権の放棄を第一審判決前にすることができないと解されていることと同様，合意に相当する審判前にすることはできないものとするを前提にして，審判後の放棄について，必要性を含めて，なお検討するものとする。

【意見】賛成。

エ 異議申立てに対する裁判

(ア) 当事者の異議申立てに対する裁判

- ① 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるとき、又は異議の申立てを理由がないと認めるときは、これを却下しなければならないものとする。
- ② 異議の申立人は、異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 裁判所は、当事者から適法な異議の申立てがあった場合において、異議の申立てを理由があると認めるときは、合意に相当する審判を取り消さなければならない。

(注1) 利害関係参加人は、(ア)の当事者ではなく、(イ)の利害関係人となることを想定している。

(注2) ③の合意に相当する審判を取り消す審判に対し、即時抗告をすることができることとするか否かについては、なお検討するものとする。

【意見】賛成。

(イ) 利害関係人の異議申立てに対する裁判

- ① 裁判所は、異議の申立てを不適法と認めるときは、これを却下しなければならないものとする。
- ② 申立人は、異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ③ 利害関係人から適法な異議の申立てがあったときは、合意に相当する審判は、その効力を失うものとする。

【意見】賛成。

(5) 確定した合意に相当する審判の効力（家事審判法第25条第3項関係）

異議の申立てがないとき、又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは、合意に相当する審判は、確定判決と同一の効力を有するものとする。

【意見】賛成。

(6) 婚姻の取消しについての合意に相当する審判における親権者の指定（新設、民法第749条及び第819条第2項参照）

【甲案】

成年に達しない子がある場合には、子の親権者の指定につき父母間で合意が成立したときに限り、子の親権者の指定とともに、婚姻の取消しについての合意に相当する審判をすることができるものとする。

(注) 甲案を採用した場合には、婚姻を取り消し親権者を指定する合意に相当する審判に対する当事者の不服申立てとしては、(4)ア①のとおり、婚姻の取消し又は子の親権者の指定に関し、合意の成立の要件又は原因の

有無について争いがないとの要件を欠いていたことを理由とする異議の申立てのみが認められることを前提としている。

【乙案】

成年に達しない子がある場合には、子の親権者の指定についての父母間での合意の成否にかかわらず、婚姻の取消しについての合意に相当する審判をすることができるものとする。この場合には、併せて子の親権者の指定をしなければならないものとする。

(注1) 乙案を採用した場合の不服申立ての規律については、例えば、当事者は、子の親権者の指定の審判が併せてされた合意に相当する審判に対し、理由なく異議の申立てをすることができ、適法な異議の申立てがあったときは、婚姻の取消し及び子の親権者の指定についての審判が全体として効力を失うものとするのが考えられる。

(注2) 乙案を採用した場合に、子が15歳以上であるときは、その子の陳述を聴かなければならないものとするかどうかについては、なお検討するものとする。

(注3) 乙案を採用した場合に、当事者の共同の申立てにより裁判所が親権者を定めたときは、その指定については異議を申し立てることができないものとする規律（民訴法第265条参照）を置くことについては、その必要性及び相当性を含めて、なお検討するものとする。

【意見】 甲案に賛成。

【理由】 手続が無駄になる可能性のない甲案の方が、簡易迅速な手続を設けるという趣旨に合致するからである。

(7) その他

(注) 嫡出否認の調停中に夫が死亡した場合に、人事訴訟法第41条第2項と同様に同条第1項所定の者が嫡出否認の主張をする機会を確保するための規律及びその内容については、なお検討するものとする。

【意見】 人事訴訟法41条2項と同様の規律を設けるべきである。

【理由】 嫡出否認の訴えでは、訴訟注の夫の死亡の場合に原告適格の受継が認められており、調停中の夫の死亡でもそれに準じた規律が設けられるべきである。

9 調停に代わる審判

(前注1) 「調停に代わる審判」との用語については、なお検討するものとする。

(前注2) 家事審判官のみでする調停においても、調停に代わる審判をすることができることを前提としている。

(1) 調停に代わる審判の対象及び要件（家事審判法第24条関係）

① 裁判所は、調停が成立しない場合において相当と認めるときは、調停委員会の調停にあつては当該調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平を考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者の双

方又は一方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のため、離婚、離縁その他必要な審判をすることができるものとする。

② ①の審判においては、子の引渡し又は金銭の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができるものとする。

③ 裁判所は、離婚の調停に代わる審判をする場合において、当事者間に成年に達しない子があるときは、父母の一方を親権者と定める裁判をしなければならないものとする。

④ ①は、合意に相当する審判の対象となる事件には適用しないものとする。

(注1) 審判事項についての家事調停事件においても、調停に代わる審判をすることができることを前提としている。

(注2) 本文③の親権者の指定についての裁判をする場合において、子が15歳以上であるときは、子の陳述を聴かなければならないものとするか否かについては、なお検討するものとする。

【意見】賛成。

なお、親権者の指定について子の陳述を聴くことは年齢によって区別すべきではない。

【理由】子どもの意見表明権の観点より、一般的に調停手続においても親権者を定めるについては子どもの意見を聴くべきであり、年齢によって意見聴取の可否を区別すべきではない。

(2) 審判（新設）

ア 審判の方式

調停に代わる審判は、審判書を作成してしなければならないものとする。

【意見】賛成。

イ 家事審判に関する手続（総則）の規律の準用（民事訴訟法第243条、第247条、第253条、第258条、第256条及び第257条参照）

第2の2(7)ア(ア)、(ウ)、(エ)、(キ)、[(ク)]、(ケ)及び(コ)の規律は、調停に代わる審判について準用するものとする。

(注) 第2の2(7)ア(ク)の終局審判の脱漏の規律の準用については、その必要性を含めて、なお検討するものとする。

【意見】賛成。

(3) 不服申立て（家事審判法第25条第1項及び第2項並びに家事審判規則第139条及び第140条関係）

ア 異議申立権者等

当事者は、調停に代わる審判に対し、異議を申し立てることができるものとする。

(注1) 子に異議申立権を認めるか否かについては、なお検討するものとする。

(注2) 当事者の共同の申立てにより裁判所が調停に代わる審判をした場合

には、その審判については異議を申し立てることができないものとする規律（民事訴訟法第265条参照）を置くことについては、その必要性及び一定の事件（例えば、離婚、離縁又は親権の指定若しくは変更に関する事件）を除外することの可否を含めて、なお検討するものとする。

【意見】賛成。

なお、子に異議申立権を認めるべきである。

【理由】子どもの意見表明権の観点より、子に異議申立権を認めるべきである。

イ 異議申立ての方式

異議の申立ては、異議の対象を明らかにして書面によってしなければならないものとする。

【意見】賛成。

ウ 異議申立権の放棄

異議申立権は、放棄することができるものとする。

（注）異議申立権の放棄は、事前にすることができないものとするを前提としている。

【意見】賛成。

エ 異議申立期間

① アの異議の申立ては、2週間の不変期間内にしなければならないものとする。

② ①の異議の申立ての期間は、審判の告知を受けた日から進行するものとする。

【意見】賛成。

オ 異議申立てに対する裁判

① 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならないものとする。

② 異議の申立人は、異議の申立てを却下する審判に対し、即時抗告をすることができるものとする。

【意見】賛成。

カ 異議申立ての効果

適法な異議の申立てがあったときは、調停に代わる審判は、その効力を失うものとする。

【意見】賛成。

(4) 確定した調停に代わる審判の効力（家事審判法第25条第3項及び第15条関係）

異議の申立てがないとき，又は異議の申立てを却下する審判が確定したときは，調停に代わる審判は，確定判決と同一の効力を有するものとする。ただし，第2の1(1)に定める家事審判の対象となる事項のうち調停をすることができる事項についての調停に代わる審判は，確定した審判と同一の効力を有するものとする。

【意見】賛成。

10 家事調停官

(1) 家事調停官の任命等（家事審判法第26条の2関係）

- ① 家事調停官は，弁護士で5年以上その職に在ったもののうちから，最高裁判所が任命するものとする。
- ② 家事調停官は，この中間試案第2部に基づく法律の定めるところにより，調停事件の処理に必要な職務を行うものとする。
- ③ 家事調停官は，任期を2年とし，再任されることができるものとする。
- ④ 家事調停官は，非常勤とするものとする。
- ⑤ 家事調停官は，以下に掲げる事項のいずれかに該当する場合を除いては，在任中，その意に反して解任されることがないものとする。
 - a 弁護士法第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - b 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。
 - c 職務上の義務違反その他家事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。
- ⑥ この中間試案第2部に基づく法律に定めるもののほか，家事調停官の任免に関し必要な事項は，最高裁判所規則で定めるものとする。

【意見】賛成。

(2) 家事調停官の権限等（家事審判法第26条の3及び第26条の4並びに家事審判規則第143条関係）

- ① 家事調停官は，家庭裁判所の指定を受けて，調停事件を取り扱うものとする。
- ② 家事調停官は，その取り扱う調停事件の処理について，家事審判官が行うものとして定める調停事件の処理に関する権限のほか，特定の規定において家庭裁判所又は裁判長が行うものとして定められている調停事件の処理に関する権限を行うことができるものとする。
- ③ 家事調停官は，独立してその職権を行うものとする。
- ④ 家事調停官は，その権限を行うについて，裁判所書記官，家庭裁判所調査官及び医師たる裁判所技官に対し，その職務に関し必要な命令をすることができるものとする。この場合において，裁判所法第60条第5項の規定は，家事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用するものとする。
- ⑤ 家事調停官には，別に法律で定めるところにより手当を支給し，並びに最高裁判所の定めるところにより旅費，日当及び宿泊料を支給するものとする。

【意見】賛成。

11 不服申立て及び再審（新設）

家事調停手続における裁判に対する不服申立て及び再審については、特別の定めのある場合を除き、家事審判に関する手続（総則）における不服申立て及び再審の規律（第2の3及び4）を準用するものとする。

【意見】賛成。

12 記録の閲覧等（家事審判規則第12条関係）

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、家事調停事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は家事調停事件に関する事項の証明書の交付（以下本項目（12 記録の閲覧等）において「記録の閲覧等」という。）を請求することができるものとする。
- ② ①は、家事調停事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）に関しては、適用しないものとする。当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、これらの物について複製することを請求することができるものとする。
- ③ 「裁判所は、当事者又は利害関係を疎明した第三者から家事調停事件の記録の閲覧等又は複製の許可の申立てがあつた場合において、相当と認めるときは、家事調停事件の記録の閲覧等又は複製を許可することができるものとする。」
- ④ 当事者が裁判書の正本、謄本若しくは調停において成立した合意を記載し、若しくは調停をしない措置若しくは調停の不成立により事件が終了した旨を記載した調書の正本、謄本若しくは抄本又は家事調停事件に関する証明書の交付を請求したときは、①にかかわらず、裁判所書記官が、これを交付することができるものとする。
- ⑤ 家事調停事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、家事調停事件の記録の保存又は裁判所若しくは調停委員会の執務に支障があるときは、することができないものとする。
- （注1） ③は、家事審判規則第12条第1項の規律を実質的に維持する内容であるが、このような規律とするかどうかについてなお検討する趣旨で、規律全体に亀甲括弧を付している。
- （注2） 合意に相当する審判の対象となる事件の記録の閲覧等の規律については、家事審判に関する手続（総則）における記録の閲覧等の規律（第2の1(5)ア③）と同様のものとすべきであるか否かについては、なお検討するものとする。

【意見】当事者が、記録の閲覧謄写や複製の請求をするのに裁判所の許可を要件とすべきではない。また対第三者については、賛成。

【理由】当事者はまさに、当該事件の主体であり、裁判所の正本等裁判所の許可無く閲覧謄写出来るもの以外にも、審問期日の調書や審問期日で為された尋問の結果など、後の反論、反証の為に重要なものもあり、全て閲覧、謄写、複製請求の対象とすべきである第三者との関係においては、

当事者があらゆる利害関係人を想定して、書面作成を行い、また発言を為すわけではないから、当事者の書面、発言に関する記録についても裁判所の判断の下、許可されるべきであることに異論はない。

第6 履行確保

1 履行状況の調査及び履行の勧告

(1) 審判で定められた義務の履行勧告（家事審判法第15条の5並びに家事審判規則第143条の2第1項、第143条の3及び第143条の4関係）

- | |
|--|
| <p>① 審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が審判をした場合にあつては、第一審裁判所である家庭裁判所）は、権利者の申出があるときは、当該審判で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の全部又は一部の履行を勧告することができるものとする。</p> <p>② ①の家庭裁判所は、相当と認めるときは、他の家庭裁判所に①の調査及び勧告を嘱託することができるものとする。</p> <p>③ ①の家庭裁判所及び②の嘱託を受けた家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に①の調査及び勧告をさせることができるものとする。</p> <p>④ ①の家庭裁判所及び②の嘱託を受けた家庭裁判所は、①の調査及び勧告に関し、事件の関係人の家庭その他の環境を調整するため必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができるものとする。</p> <p>⑤ ①の家庭裁判所及び②の嘱託を受けた家庭裁判所は、①の調査及び勧告に必要な調査を官庁、公署その他適当と認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の使用者その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができるものとする。</p> |
|--|

【意見】賛成。

(2) 調停又は調停に代わる審判で定められた義務及び調停前の仮の措置として命ぜられた事項の履行勧告（家事審判法第25条の2及び第15条の5並びに家事審判規則第143条の2第2項及び第1項、第143条の3及び第143条の4関係）

調停又は調停に代わる審判で定められた義務及び調停前の仮の措置として命ぜられた事項の履行については、(1)と同様とするものとする。
--

【意見】賛成。

2 履行命令

(1) 審判で定められた義務の履行命令（家事審判法第15条の6並びに家事審判規則第143条の5第1項及び第143条の6から第143条の8まで関係）

- | |
|--|
| <p>① 審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が審判をした場合にあつては、第一審裁判所である家庭裁判所）は、当該審判で定められた〔金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務〕の履行を怠った者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申立てにより、義務者に対し、相当の期限を定</p> |
|--|

めてその義務の履行をすべきことを命ずることができるものとする。
(注) 履行命令の対象となる義務を、強制執行が可能な義務の範囲に広げる
ことについては、なお検討するものとする。

- ② ①による命令は、その命令をする時までに義務者が履行を怠った義務の一部又は全部についてするものとする。
- ③ 家庭裁判所は、①により義務の履行を命ずるには、義務者の陳述を聴かなければならないものとする。
- ④ 家庭裁判所は、①により義務の履行を命ずる場合には、同時に、義務者に対し、その違反に対する法律上の制裁を告知しなければならないものとする。

【意見】賛成。

- (2) 調停又は調停に代わる審判で定められた義務の履行命令（家事審判法第25条の2及び第15条の6並びに家事審判規則第143条の5第2項及び第1項及び第143条の6から第143条の8まで関係）

調停又は調停に代わる審判で定められた義務の履行については、(1)と同様とするものとする。

【意見】賛成。

- 3 金銭の寄託の制度（家事審判法第15条の7関係）

金銭の寄託の制度は、置かないものとする。

【意見】賛成。

第7 雑則

- 1 不出頭に対する過料の制裁（家事審判法第27条関係）

呼出しを受けた者が正当な理由なく出頭しないときは、裁判所は、これを〔5万円〕以下の過料に処するものとする。

【意見】反対しない。

【理由】実際に過料に処せられた事例はきわめて少なく、実効性に乏しいと思われるが、不出頭に対して法文上不問に付する分にはいかならないと考えること及び他に有効・適切な制裁の方途がないと思われるからである。

- 2 履行命令又は調停前の仮の措置違反に対する過料の制裁

- (1) 履行命令違反に対する過料の制裁（家事審判法第28条第1項関係）

第6の2により義務の履行を命ぜられた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、家庭裁判所は、これを〔10万円〕以下の過料に処するものとする。

【意見】条件付き賛成。

【理由】命令に従わないことに対する制裁として最高額が〔10万円〕では低廉にすぎる。

- (2) 調停前の仮の措置の違反に対する過料の制裁（家事審判法第28条第2項関

係)

第5の7(16)により調停前の仮の措置として必要な事項を命ぜられた者が正当な理由なくその措置に従わないときも、(1)と同様とするものとする。

【意見】(1)と同様に条件付き賛成。

【理由】(1)と同様に最高額が[10万円]では低廉にすぎる。

3 過料の裁判の執行等（家事審判法第29条及び家事審判規則第13条関係）

① 1並びに2(1)及び(2)の過料の裁判は、家事審判官の命令で執行するものとする。

② ①の命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有するものとする。

③ 過料の裁判の執行は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従ってするものとする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しないものとする。

④ 1並びに2(1)及び(2)による裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

⑤ ①から④までに定めるもののほか、過料についての裁判に関しては、非訟事件手続法第4編の規定を準用するものとする。ただし、同法第162条及び第164条中検察官に関する規定は、この限りでないものとする。

【意見】反対しない。

【理由】過料の裁判の執行としては、現段階では本条項でやむをえないのではあろうが、もう少し簡便で執行しやすい方途を考えるべきである。

以 上